

通史

第1章 開学への歩み

第1節 学 制 改 革

1. 戦前の高等教育

(1) 戦前の高等教育

戦前の高等教育は二つの系統に分かれていた。その一つは大学にまで進学できるコースであり、他の一つは専門教育を施す高等教育機関で原則としては大学にまで進学しない学校である。前者は高等学校あるいは大学予科から大学へ進学する一連の高等教育機関で、その最高学府の大学は、学部に分かれて、専門とする学術技芸の教育を行ない、修業年限は一般には3年、医学部は4年となっていた。当時の高等学校は男子のみを入学させる制度となっていたため、大学の学生も原則として男子で、女子は、一部の大学で少数いたに過ぎなかった。大学卒業生がさらに学術研究を深める機関としては大学院が設けられていた。

後者は各種の専門教育を施す専門学校で、卒業生の多くはただちに実社会に出て、さまざまな職業についた。専門学校は中等学校卒業者を入学させ、3年または4年の修業年限であった。これらは専門とするところが多様であって、文科・理科・経済、美術・音楽・家政などの他、高等工業学校・高等農業学校・高等商業学校・高等商船学校などのような実業専門学校もあった。

また小学校教員養成のための師範学校が、昭和18年に修業年限3年の専門学校となったが、長い歴史をもつ高等師範学校・女子高等師範学校は修業年限4年で、主として中等学校教員を養成した。青年学校教員を養成する機関は昭和19年に官立の青年師範学校となって高等教育機関の一部に加った。

(2) 戦前における学制改革案

このように複雑な高等教育機関をどう改造するか。なかでも最も大きな問題は、高等教育機関が高等学校一大学の系統と専門学校との二つの系統に分離されていることであった。とくに専門学校は高等学校と併立して同じ年限の教育を施しているが、いわゆる帝国大学へ進学ができず行きどまりになっていた。

そこで昭和8年頃より昭和13年にかけて、学制改革が問題となり多くの改革案が民間において作られた。その中でとくに注目されたのは、近衛文麿を中心として教育改革の研究を重ねてきた教育改革同志会の教育制度改革案（昭和12年）であった。この改革案では学校体系を小学校・中等学校・大学校と三段階とした。そして大学・専門学校を整理して大学校とし、高等学校は廃止することを提案していた。

このように戦前昭和期の学制改革案では多様化していた高等教育機関を整理統合して、すべて大学とする改造案が大勢をしめていた。

2. 戦後の高等教育改革構想

(1) 「日本教育家の委員会」の高等教育改革論

昭和21年(1946)2月、翌3月に来日を予定されていた米国教育使節団に協力するための「日本教育家の委員会」が発足した。この委員会は米国教育使節団の報告書作成と相前後して、教育改革に関する意見書を作成した。その中の「学校体系に関する意見」において、大学改革の構想が述べられている。それを旧制の高等教育のあり方と比較してみると何よりも大きな違いは、(1)高等学校・専門学校の廃止、(2)修業年限が3年から4年または5年となっていること、の二点である。

この他、同意見書は、師範学校はすべて教育大学に改造して新しい「大学」に含めること、上級中学の教員になろうとする者は、大学卒業後2年くらい大学院で研究した上で検定試験を受けるべきことなどを結論としている。

以上が日本側の教育委員会の到達した学制改革の結論であったが、これは戦前わが国で審議された学制改革案、特に昭和10年代のそれとほぼ同様で、意見書が強調しているのは、旧制の大学教育の水準の低下をいかに防止するかという問題であって、一般教育や、学部学科編成の問題などは、この意見書にはあらわれていない。

(2) 東京帝国大学教育制度研究委員会の高等教育改革論

日本側委員会の審議と関係して、同委員会委員長南原繁が総長であった東京帝国大学内に、「教育制度研究委員会」が設けられた。

この委員会は昭和21年4月30日までに全5項目についての答申を作成し、総長あて提出している。第1は「国語国字改善問題に関する答申」、第2は「学校の系統及び修業年数に関する答申」、第3は「大学院に関する答申」、第4は「講座制に関する答申」、第5は「学部の構成及び連絡に関する答申」であった。

まず学校の種類については、小学校・中学校・青年学校・高等学校・大学・大学院の6種の機関としている。このうち高等学校というのは、いわゆる旧制高等学校ではなく、中学校の上につづく新しい中等教育機関であり、日本側委員会のいう上級中学校に相当するもので、4年制とされていた。

先にみたように、日本側委員会の専門学校・旧制高等学校廃止論は、主として旧制高等教育の階層性を打破し、それを通じて高等教育機関卒業生の社会的平等を実現することを目標としていた。教育制度研究委員会の論議はこれに対して、むしろ専門学校卒業生と大学卒業生の学力・資質の比較という視点から進められた。とくに医学部・工学部の委員がこの比較論をのべた。すなわち、大学卒業の医師や技術者は卒業後も「研究的」に職責を遂行するが、専門学校卒業者はそれをしない。工場などにおいても企画力・指導力の点で劣るのが現状である。現在専門学校卒業者がはたしている実務的な仕事のための能力は、中学校卒業者に対して職場のな

かで育成されるべきものであって、とくに専門学校で細分化した専門教育を行う必要はない、というものであった。一方旧制高等学校については、結論は廃止であるが、旧制高等学校の教育が自治自由を重んじたゆるやかなものであったこと、それが学校教育における受験中心の弊害を救う効果をもったことなどが評価され、新しい「高等学校」のなかにその長所は生かされるべきであるとの意見が多かった。

次に修業年限については、大学（旧制）以下の修業年限が変る場合と変わらない場合を想定し、変わらない場合は医学部4年、その他は3年、変る場合は小学校5年、中学校3年、高等学校4年、大学4年、大学院5年とした。なお中学校の上に、青年学校4年、同研究科3年をおくものとしている。いずれの場合も、小学校入学から大学卒業までの修業年限は計16年で、22歳で大学を卒業することとなり、日本側委員会案の修業年限通計15年、21歳大学卒業というプランと異っていた。このほか大学院については、この委員会は前期2年後期3年の構成を考え、講座制については、全廃せず部分的に改良すべしと答申した。

また大学学部の構成連絡については、急に変更する必要はないが、学部学科の連絡を強化し、類似学科の教官は共同研究を緊密にすること、異なる学部においても共通した学科については教育の共同研究や学科目の調整をはかるなどの方策をとって、総合性の実をあげるようにすべきであると強調した。

以上が教育制度研究委員会が総長に対して行った答申の骨子である。この委員会は直接戦後の高等教育改革に参画した公的委員会ではなかった。しかし昭和21年という時点で日本の大学人が構想した高等教育制度改革案の1つを示す意味で、重要な案である。

（3） 第一次米国教育使節団の高等教育改革論

米国教育使節団は昭和21年（1946）3月31日にマッカーサーに提出した報告書の第6章を「高等教育」と題して、新しい高等教育の制度と理念を示唆した。ここに盛られたものは、高等教育再編成について、広い視野に立ちかつ内容的にも重要な原則を含むものであった。第6章の中に含まれた小項目は、「日本の高等教育の過去における制限」「公私立学校」「高等教育の組織」「標準の向上」「官公私立学校の地位」「個人の地位・教授団」「学生団」「機会の多様性」「大学及び専門学校のカリキュラム」「研究」「技術教育及び職業教育」「大学付属の図書館」「大学講座の公開」「国際関係」の14項目であり、これらの項目名をみても、そこに示唆した内容の包括性は明瞭である。

使節団は第6章の冒頭の1節で、全ての現代教育制度の「王座」として大学を位置づけ、「自由社会」におけるその職能を掲げている。それは、(1)学問・思想・研究の自由の保持と、それに基づく真理の探求、を媒介とした社会への奉仕、(2)将来、社会の指導者たるにふさわしい青年男女のための一般教養教育、(3)専門的職業のための訓練、の三つの機能を意味した。日本側委員会の報告では、大学は「最高教育機関」と規定され、「研究」機能は大学院が行うものとされていた。しかし教育使節団は、研究と教育を学部と大学院に分離して遂行される二つの機能としてではなく、パラレルのものとして示唆した。そしてさらに、「教育」の内容に市民

の指導者育成のための教育を加え、大学は「平等の関心をもって」行うものとしたのである。

上の1節に続く「日本の高等教育の過去における制限」においては、日本における教育は、伝統的に島国的であると同時に孤立的な傾向になっていると批判し、「学者の占める高度の学識の世界と、学識程度の不明な幾百万の日本の民衆との間には、余りにも広い距りがある」と指摘する。この批判から導きだされる新しい教育制度の原則は、高等教育の拡大と、その機会の均等化にあるとしたのであった。少数者の特権としてではなく多数者のための自由な高等教育、そしてそれをなう大学は、学問研究と一般教養教育と職業的訓練の三機能を統一的に果たす、これが第1次米国教育使節団の示した高等教育の理念であった。

ところが、教育使節団は、旧制高等教育の制度そのものをどのように改革するかという問題についてはほとんど具体的示唆をしていない。高等学校・専門学校は廃止されるべきかどうか、新しい大学の年限は幾年にすべきか、大学院制度はどうするか。これらは日本側委員会などが中心的主題として論じた点であったが、使節団はほとんどふれなかった。わずかに教員養成制度を論じた第3章で、教員養成のための大学教育は4年制であるべきだとのべているだけであった。周知のように、使節団報告書は、中等教育以下の学校体系については明確に6・3・3制の単線型学校体系を示唆した。しかし高等教育にかんして、民主主義的再編の原理を積極的に示したのみで、年限や編成についての具体的方策には、ほとんどふれるところがなかったのである。その再編方策の決定は、教育刷新委員会の審議にゆだねられることとなった。

3. 学制の改革

(1) 教育刷新委員会の設置と活動

第1次米国教育使節団に協力するため組織された「日本側教育家委員会」は、その任務終了の後さらに拡充強化されて恒常的な委員会へ改組された。それが昭和21年8月に設置された教育刷新委員会で、24年6月には教育刷新審議会と改称されたが、その任務は何ら変らなかつた。

この委員会は内閣総理大臣の所轄のもとに教育に関する重要事項の調査審議を目的とするものであったが、独自の判断で重要問題を取り上げ調査審議し、その結論を総理大臣に建議もしくは報告してその実施方を求めるという自主性を与えられていた。これによって委員会は米国教育使節団報告書の基本線に沿って内閣、文部省、連合国総司令部などと連絡を取りつつ、教育制度の民主的改革案を詳細に立案し、かつその実施を促して行った。昭和27年6月5日に中央教育審議会に改組されるまでの約6年間、142回の総会を開き、また問題別に21の特別委員会を設け、日本の教育の諸問題を討議し、具体案を作成し、内閣総理大臣に建議を行ったのである。

特に昭和21年12月の第一回建議はその後の具体的教育改革を進める上で重要な意味を持つものであった。その内容は教育基本法を制定する必要を説き、6・3・3・4制の一貫した単線型の学校体系を示し、さらに教員養成は総合大学および単科大学において実施することが述べ

られていた。

この教育刷新委員会の建議に基づいて昭和22年3月31日、新しい教育の基本となる教育基本法と、民主的な単線型の学校制度体系を志向した学校教育法が制定・公布された。これに続いて教員の資格、身分処遇を定めた教育公務員特例法、教育職員免許法、など戦後の教育改革を方向づける数々の基本法が公布された。

(2) 教育刷新委員会における高等教育改革論

教育刷新委員会において高等教育改革問題が取り上げられたのは昭和21年10月の第7回総会であり、その後上級学校体系問題を審議するため第5特別委員会が設置され、激しい論議が展開されて行った。

その議題は、(1)専門学校制度の廃止に関するもの、(2)高等学校制度に関するもの、(3)新制大学の性格及び学校体系上の大学の位置について、に大別されるが、(1)について反対論が表明されなかったのに対して、(2)(3)については委員会内の意見が相対立した。このうち(2)の新学制の中に旧制高等学校級機関を残そうとする案は、旧制高等教育機関の統廃合が論じられていた昭和22年暮れ以降は論議が行なわれなくなった。

しかし(3)の新制大学の在り方をめぐっては、大学を学術研究を中心と考え、これを職業教育の高等教育機関と区別するドイツ的な大学観と、大学を大学院と学部の結合体と考え、研究と教育機能の統合をはかるアメリカ的な大学観の違い、ともいうべき対立が委員会の中に存在した。前者の代表が天野貞祐、関口鯉吉委員などであり、後者が戸田貞三、務台理作委員などであった。

だが両者の間では教育の機会均等、学校体系の開放などについては意見が一致していた。それが現実の学制改革構想において大きな相違をもたらしたのは、新しい高等教育を学術水準の側からみるか、国民教育の側からみるかの違いによるものであった。教育刷新委員会においては後者の線が実現したが、大学教育の性格をいかにとらえるかは、その後も残る課題となったのである。

(3) 大学基準協会の設置

一方、文部省は戦後の大学設立認可に関する基準を定めるため、昭和21年10月に東京帝国大学をはじめ都下の官公私立10大学の総長を委員とする大学設立基準設定協議会を設置した。この協議会は、はじめ旧制大学の設立基準を審議していたが、同年12月に教育刷新委員会が4年制の大学を建議したので、それに即応して4年制大学を審議の対象とすることになった。その結果、昭和22年3月中旬に至るまでの審議で、「大学設立基準に関する要項案」をまとめあげた。しかし、大学自体が相互の協力により自主的基準を設定して、その水準を高めるべきであるという C. I. E (連合軍総司令部民間情報教育部) の示唆により、文部省の直接の運営をやめ、広く全国の大学の意見を聞くため、同年5月12・13日の両日東京において、全国46大学の代表を集めた大学設立基準設定連合協議会が開催された。この連合協議会において、大学設立基準設定協議会の提案した前記「要項案」が議題として協議された。その結果、「要項案」を

「大学設置基準案」と改め、内容の充実をはかることになり、さらに、大学基準協会の設置が提案された。同年7月7日に開かれた第2回連合協議会において、「大学設置基準案」が審議決定され、大学基準協会の設立が可決され、翌8日、大学基準協会は創立総会を開き、会長に和田小六東京工業大学長を選び、「大学設置基準案」を「大学基準」として採用することを決定した。この「大学基準」は同協会会員校の資格審査の基準として制定されたが、24年大学設置委員会により大学設置認可の基準としても採択された。

(4) 大学設置委員会

新制大学設置の認可については、学校教育法第60条前段に「監督庁は大学設置委員会に諮問しなければならない」と規定されていたので、昭和22年12月16日、大学設置委員会が発足し、第1回総会が開かれた。

大学設置委員会（昭和24年6月、大学設置審議会と改称）は、文部大臣の諮問機関として大学基準協会の代表22名、高等専門学校等の代表11名、官庁関係者7名、学識経験者5名、合計45名をもって構成され、大学基準協会の「大学基準」を討議し、「大学基準運用要項」という名称の大学設置基準を定めて、この基準に従って大学設置申請の審査を行うこととした。こうしていちおうの体制が整ったところで、文部省は昭和23年1月に「日本における高等教育の再編成」と題する小冊子を発行している。それは「新制大学の一つの標準」を示し、また、旧制高等教育機関を新制大学へ改編するための暫定措置等を説明したものであった。こうして文部省は大学設置の申請を受理することになり、大学設置委員会の審査答申によって、公立1校、私立11校、合計12校の新制大学については23年4月よりの設置を認可した。国立大学ならびにその他の公私立大学は24年度から発足することとなり、それぞれ審査を行った。

4. 新制国立大学設置の経緯

(1) 地方移譲問題

以上、新制大学制度確立の概略を述べてきたが、国立大学が発足するまでには種々の問題があった。その一つが大学の地方移譲問題であり、もう一つが旧制高等教育機関の新制大学移行問題であった。

大学を地方に移譲するという構想は、C. I. E 側の強い勧告によるもので、教育顧問イールズ (W. C. Eells) もこのことを表明していた。昭和22年11月4日の「東京新聞」によると、「現在官立としてあるものは旧帝大系7、単科大学11、国立大学19、公立大学3、高等学校28、専門学校157、高師7、師範55、青年師範46のほか特殊なものは、農専を加えると267校にも及び、これら官立校を地方文化のため地方（県）に移譲しようとするものである。この地方移譲にともなって従来の官立、公立は解消することになるが、文部省としては最高学府の育成の立場から現在の旧帝大系7大学と更に四国、中国、北陸ブロックに1大学ずつを新設し計16大学を官立としてゆきたい計画をもっており」と報道され、大きな波紋を引き起こした。この構想

は教育の官僚的統制と中央集権を避け、民主化を図るうえで大きな影響を与えるものとして注目されたが、文部省はこの構想には否定的見解をもっており、教育刷新委員会も同年12月27日の第9回建議で現状では実現不可能であるとの結論をだしている。さらに翌23年1月31日の第11回建議事項「大学の地方委譲に関する事」では重ねて次のように建議している。

- 1 現在並びに将来地方に委譲するを適当と認める大学は大体次の諸項に該当するものである。
 - (1) 全国にわたって同種の学校が存在し、その地方出身の学生が多数を占めるもの。
 - (2) 学校の性格上著しく地方的特色を帯びたもの
 - (3) 大学の種類にかかわらず地方が委譲を希望するもの
- 2 大学の地方委譲の場合は府県が連合して経営することを認めること。尚一般に日本の現状においては相当の国庫補助を必要とする。
- 3 本決議の具体的措置については地方の実状に応じ、その時期及び方法を慎重に考慮するものとする。

大学基準協会も昭和22年12月30日に「大学教育行政の一部地方委譲に関する意見書」をC.I.E・文部省・教育刷新委員会あてに提出し、大学の地方移譲案の欠陥を指摘した。そのほか、官立大学学生有志や専門学校長会議、全国大学教授連合なども反対の意志を表明し、23年1月末頃には、この大学の地方移譲案は立ち消えとなった。

(2) 新制国立大学実施要綱

大学の地方移譲問題が解決し、新制大学の基本的構想や法的措置も明らかになり、各学校毎に新制大学設置認可申請書の作成にかかっていた時、文部省は昭和23年6月22日付で「新制国立大学実施要綱」を公表した。これが所謂「一府県一大学」の実現を大目的とした11ヶ条の原則であるが、その内容は次のようなものであった。

新制国立大学実施要綱（抄）

新制国立大学の実施に当っては、その大学が同一府県内の同一都市又は同一の場所にあることが望ましいが、現状に副わないものがあるので、現在の学校の位置、組織、施設等の実情に即して、次の諸原則によって切替え、なるべく経費の膨張を防ぐと共に、大学の基礎確立に力める。

- (イ) 新制国立大学は特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き同一地域にある官立学校はこれを合併して一大学として一府県一大学の実現を図る。
- (ロ) 新制国立大学における学部又は分校は他の府県に跨らぬものとする。
- (ハ) 各都道府県には必ず教養及び教職に関する学部若しくは部をおく。
- (ニ) 新制国立大学の組織施設等は差当り現在の学校の組織施設を基本として編成し逐年これが充実をはかる。
- (ホ) 女子教育振興の為に、特に新制国立女子大学を東西二ヶ所に設置する。
- (ヘ) 新制国立大学は別科の外に当分教員養成に関して二年又は三年の修了を以て義務教育の教員が養成される。
- (ト) 都道府県及び市において、公立の学校を新制国立大学の一部として合併したい希望がある場合には、所要の経費につき地方当局と協議して定める。
- (チ) 大学の名称は原則として都道府県名を用いるがその大学及び地方の希望によっては、他の名称を用いることができる。

- (リ) 新制国立大学の教員はこれを編成する学校が推薦した者の中から大学設置委員会の審査を経て選定される。
- (ヌ) 新制国立大学は原則として第一年より発足する。
- (ヘ) 新制国立大学への転換の具体的計画については文部省はできるだけ地方及び学校の意見を尊重してこれを定める。意見が一致しないか、又は転換の条件が整わない場合には、学校教育法第98条により当分の間(旧制のまま)存続することができる。

ところが文部省の11原則に対して、C. I. E 当局は特に教員養成制度に関しての再考案を提出してきたのであり、その関係条文は次のとおりであった。

日本の国立大学編成の(再考せられたる)原則

- 1 各都道府県に少くとも国立複合大学一校が設立されるべきこと。
- 2 少くとも各都道府県の一つの大学においては文理科(リベラル・アーツ)と教育科(エデュケーション)の学部が別個に組織されるべきこと。
- 3 人文科(ヒューマニティーズ)、社会科(ソーシャル・サイエンス)、文科(リテラチュア)、理科(ナチュラル・サイエンス)等についての単独の学部は認めてはならない。右は文理学部(リベラル・アーツ)なる一つの学部に統合せらるべきこと。他の特殊な学部は主として医学とか法律とか工学とか教育とか歯科とか薬学とか農学とかいった職能的専門分野に於て考えられるべきこと。
(中略)
- 7 従来の青年師範学校は完全に廃止されねばならない。併しある場合には現存のその校舎及び施設は新制大学に於て利用することは好ましいかも知れない。
(中略)
- 10 異った種類の教員を養成する為に別個の教育機関を持つ必要はない。また工学、農学等々の職能的専門学校に専門的教員養成部或は教員養成所を設ける必要はない。かかる専門の分野に於ける教員たらんとする学生に対する教師として必要な職能教育は、一つの中央の大学の教育学部で行わるべきである。

すなわち占領局当局は新しく一都道府県当り一校ずつ設けられるべき日本の国立大学に、リベラル・アーツの学部と区別されたエデュケーションの学部を必ず設け、それが教員養成に当るべきだという考え方を強く押し出してきたのである。当時学芸大学構想を審議していた教育刷新委員会に対する根本的ともいえる批判であった。その後教育刷新委員会内では C. I. E の勧告にもかかわらず、学芸学部あるいは文理学部におけるリベラル・アーツの教育を通じて教員を養成するという原則をいよいよ強く確認した。

しかし実際の国立大学再編の過程においてはこの原則はそのまま実現しなかった。再編された国立大学においては学芸大学、学芸学部、文理学部のほかに教育学部という制度類型が置かれた。総合大学についてみれば、学芸学部のみをおくものと、文理学部と教育学部を併置するものとの2種類の国立大学が併存することになった。昭和24年5月31日国立学校設置法が公布され、熊本大学を含む69の新制大学が発足することになった。(この章の記述は『戦後日本の教育改革』のうち、「大学教育」「教員養成」に基づいて行い、その他『大学基準協会10年史』『教育改革への道』『教育学大事典』『日本近代教育史事典』を参照した。)

第2節 南九州総合大学設立運動

1. 熊本県における戦後の高等教育構想

昭和20年7月1日の大空襲によって熊本市街の大部分を焼失し、同年8月15日の終戦による混乱もいまだ治まらぬ20年12月の熊本県議会において、中野雅城議員は本県復興の根本政策について、次のように知事の所信を問うたのであった。

第五ニ御尋ネ致シタイコトハ県治将来ノ根本政策ニ関スル問題デアリマス。我ガ熊本県ハ由来農業県デアリ教育県デアルト称セラレテ居ルノデアリマス。恐ラク今後ノ県治ノ根本方策モ此ノニツノ点ヲ育成スル以外ニ私ハ手ガナイノデハナイカ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス。然ルニ現在熊本県ノ状態ハドウデアルカ、斯ウ考ヘテ見マスルニ、農業県デアル熊本県ニ高等農林学校ガナイノデアリマス。(中略)

教育県ト称セラレル我ガ熊本県ノ姿ヲ顧ミテ見マシタナラバ、其ノ教育県ニ文理科大学師範大学ガナイ、即チ我ガ熊本県ハ、農業県、教育県ト称セラレテ居リナガラ、実ガ挙ッテ居ナイ有名無実ソレガ我ガ熊本県ノ姿デアルト私ハ断言シテモ宜カラウト思フノデアリマス。何故ニ斯様ニ斯クノ如クニ空名ヲ擁シサウシテ虐待セラレテ来タノデアルカ、斯様ニ考ヘテ見マス、是ハ恐ラク国家ガ過去ニ於テ農業ヲ軽視シ、農村ヲ馬鹿扱ニシタ証拠デアルト私ハ考ヘルノデアリマス。然ルニ世ノ中ハ轉換シテ参リマシタ。大学ノ地方分散、農村ノ尊重、水力電気事業ノ拡大強化、土木事業ノ大量施設、是ハ国家ノ指示スル所デアリマス。春ガ向ッテ来タト云ハナケレバナリマセン。農業県、教育県タル我ガ熊本県ノ進出スベキハ正ニ此ノ時デアル此ノ好機ヲ逸シテハ他日何レノ日ガ選バレムト云ヒタイノデアリマス。知事モ県会議員モ総立チニナルガ宜シイ、茲ニ大イニ政治的手腕ヲ發揮シテ高等農林学校或イハ師範大学、文理科大学ノ誘致ヲ図リ、高等工業ノ大学昇格ヲ図ルガ宜シイ。(後略)

(なお資料引用に当っては、(1) 旧字体は必要な部分を除いて新字体に改め、(2) 縦書きのものを横書きに改めた。以下同様)

すなわち、由来農業県・教育県である本県においてはこの両者によって将来の復興を期すべしであるとし、高等農林・師範大学・文理科大学などの誘致を計るべきであることの見解を述べたのである。これに対して平井知事も、次の機会がある時にはその実現に努力したい、と前向きな答弁を行っている。

翌21年にはこれとは別に、医科大学を中心として熊本に総合大学を設置しようとする運動が進んでいいたい。4月23日付「朝日新聞」はその動きを次のように伝えている。

学都熊本市の実現を計ろうと目下熊本医大の帝国大学昇格運動が市内在任の有識者間に進められている。学制改革に関する教育委員会の草案も米教育使節団来朝の時すでに発表され、中等学校以上の学校がすべて総合、または単科の大学となり、高等学校の大学予科変革が近く行なわれるとすれば、当然熊本高専は工業大学に、五高が何れかの大学予科に転進しなければならないことは必然である。この際熊本医大を中心として五高を法文科、工専を工科、また石坂前市長が目下画策している宮崎農

専を是が非でも、熊本市に誘致し、これ等を打って一丸とする総合大学を熊本城内の現医大の敷地を中心として創設しようというのが運動の目標で提唱者は永井知事、小宮医大学長、本島五高校長とそれに石坂前市長等で、これにつき大学当局では次のように語っている。(後略)

この構想は軍都としての熊本市にかわって、今後建設されるべきは教育都市であり、しかも九州における教育の中心としようとするものであった。この記事のうち宮崎農専の熊本誘致については、21年12月の県議会における打出信行議員の高等教育に関する質問中にも見えている。同議員の質問において注目されるのは、20年7月1日の大空襲で病院、研究施設のほとんど大部分を焼失してしまい、巷間では廃止の噂も流れていた医科大学復興への県側の対応を問うたことである。これらに対して桜井知事は、医大の廃止ということは直接文部大臣来熊の折質問したがその心配はない、工業大学昇格、農業大学設置については目下進行している学制改革と財政問題との関連で将来十分考える必要がある、と答弁している。

さらにこの21年12月の県議会においては中野雅城議員が、師範大学九州設置の噂につき是非熊本に誘致したい旨を述べたのに対して、県側の永井事務官は、もしそういう議がある時は他県におくれをとらず早く手を打ちたいと答えている。

以上のように21年12月の県議会においては前年度の教育問題をうけて、高等教育再編についてより活発な質疑・応答が展開されたのであるが、この時最も大きな問題となっていたのは、単科大学の昇格、誘致についてであり、なかでも農業大学および師範大学の設置についてであった。そしてまた同時に、この県議会においては総合大学設置に関する建議が提出されて採択され、医科大学の復興、単科大学の誘致と共に、旧帝国大学級総合大学設置への動きが、県議会関係者を中心としていよいよ本格化してゆくことになった。

2. 南九州総合大学構想と誘致運動の展開

(1) 田中文相の新大学構想と誘致運動

戦前、隣県福岡と九州帝国大学誘致をめぐる激しく争い、ついに帝国大学設置を実現出来なかった本県の事情を知る教育関係者にとって、戦後教育界の名にふさわしい学都として復興するため、総合大学を誘致しようという構想が起ってくる下地は充分にあったといえる。

これに対して戦後最初に大学教育についての新構想が発表されたのは、昭和21年の夏であった(『大学基準協会10年史』)。それは当時の田中文部大臣が個人の意見として発表したもので、日本をいくつかのブロックに分けそこに中心の大学を作り、それを教育行政の中心とする、という案であった。

さて田中案が発表された後、本県関係者は同21年11月に来熊した田中文相に対して、総合大学熊本設置の可能性について打診をしたものと思われる。11月22日付「熊日新聞」には田中文相談として「熊本へ総合大学を設置することは困難だ。戦災復興など先にやらねばならぬ。学校が相当あるから財政的に見て新設は後廻しにせねばならない。」という記事が見えているからである。

この時の田中文相の否定的見解にもかかわらず、21年12月の県議会においては、総合大学設置について次のような建議が各議員より提出され、桜井知事に対して同日「一大構想の下に総合大学設置に絶大の努力を払れんことを要望する。」という意見書提出となった。

建 議

一、一大構想の下に総合大学設置に絶大の努力を払はれたし

理 由

敗戦により武器を捨てたる我国は国是として文化的新国家を建設すべき運命に迫られて居る、由来本県は教育県としての誇りを有して居る、先に医科大学建設に際し福岡県に先鞭をつけられ悲憤の情をしぼったりしものありこの熱情に燃えたる我が県民は県政上二大癌と称せられしが如き幾多の犠牲を払ひ県立医科大学を造り上げ現在の官立医科大学となった歴史を有して居る、不幸にして昨年の空襲により其の大部分を焼失して居るのである、之れが急速なる復興は全県民の熱願である、幸に県当局並に県民一致の努力により速にこれが復興を見んことを期して居る、これを基盤として今回設置せらるる女子高等専門学校学制改革の実現と文部省令等の改変とにより女子大学に昇進せしめ女子の教養を高めしめると同時に第五高等学校を文理科大学に、高等工業学校を工業大学に、県立農業学校を農科大学に、県立商工学校を商科大学とする総合大学の実現を図り名実共に教育県たるの誇りを確保し以て文化新日本建設の基盤たらしめんことを期す

右建議する

昭和21年12月14日

提 出 者

熊本県会議員 平野 澄久 三原 当雄 脇山 真一 松本 寿七
三牧 万吉 三宮 勝平 中村 友喜

ここに示された総合大学構想は熊本医科大学を基盤として、今回設置される女子高等専門学校を女子大学に、第五高等学校を文理科大学に、高等工業学校を工業大学に、県立農業学校を農科大学に、県立商工学校を商科大学にする、というものであった。

22年に入り2月24日「教育大学創設委員会」が発足し、さらに知事以下50名をメンバーとする「学制改革審議委員会」において単独の教育大学を創設する決議を行うなど、師範関係者の動きが活発化する中で、他の学校関係者の総合大学誘致運動は余り目立った活動をしていなかったらしい。その間の事情を伝えるのが、安達謙蔵氏（戦前軍部の抬頭を目前にして政界を退き、島崎の三賢堂を起こしてここにあった）より当時医科大学教授であった鱒淵源氏（昭和23年医科大学長に就任すると共に健之と改名）に宛てた書簡である。

熊本医大を中心として当地に総合大学建設之事文部当局は希望し居るも、地元の各校長教授連の熱度低調との評あり、事実有之候哉如何、老令何事をも為し得ず遺憾此事に有之候先願用耳勿略如此御座候

敬具

22年6月29日夜

安 達 謙 蔵

一方熊本市議会においては22年7月11日、国立総合大学設立建議書が満場一致で採択され、県市関係者を中心とする熊本大学誘致準備懇談会によって誘致運動は続けられていた。そして

22年7月23日、この準備懇談会において熊本総合大学期成会が組織されることになった。

(2) 熊本総合大学期成会の成立

期成会成立の事情について当時の新聞は次のように伝えている。

熊本大学誘致準備懇談会は帰熊中の衆参両院議員はじめ桜井知事、福田市長、大久保県会議長、和田商工会議所会頭ならびに在熊大学高専代表など参集して22日県庁で開き、吉田代議士、福田市長から中央との交渉経過を報告したのち、桜井知事から学校側と民間側の意向を打診した結果全員賛成、たまたま他県では既に猛運動を展開しているのに一刻も猶予すべきでないとの意見が飛び出し、期せずして設置期成会の早急結成に意見が一致したため、直ちに懇談会はそのまゝ熊本総合大学設置期成会の発会式に切換えられるという熱意を見せた。

よって期成会長に桜井知事、副会長に大久保議長、福田市長、和田会頭を選任、その他の陣容も近々整えることにしたが、差当りの運動事務所費50万円も県市で負担することを引受け、近く陳情書を作成のうゑ衆参議員ならびに期成会代表を送って中央に対し猛烈な誘致運動を展開することになった。(「熊日新聞」昭22.7.23)

このようにして7月22日に成立した熊本総合大学期成会の役員は次のとおりであり、県知事、副知事をはじめ衆議院・参議院の各議員、町村会長、熊日社長、熊本医科大学長、各市長、熊本県医師会長、農業会長、教育会長など県下の政治・経済、教育界などの代表者より構成されていた。



熊本大学期成会会長
桜井三郎熊本県知事

熊本総合大学期成会役員名簿

会 長	熊本県知事	桜 井 三 郎	委 員	参議院議員	田 方 進
副会長	副 知 事	橋 爪 清 人	"	"	堀 内 到
"	熊 本 市 長	佐 藤 真 佐 男	"	"	谷 口 弥 三 郎
"	県 会 議 長	大 久 保 勢 輔	"	"	深 水 六 郎
"	熊本県商工会議所 会頭	大 久 保 弘 治	"	"	鈴 木 直 人
委 員	衆議院議員	松 野 頼 三	"	熊本日日新聞社長	井 上 健 三 郎
"	"	打 出 信 行	"	八代市長	野 村 秀 雄
"	"	坂 口 主 税	"	" 市会議長	坂 田 昌 介
"	"	宮 村 又 八	"	人吉市長	寺 岡 理 三 郎
"	"	寺 本 齊	"	" 市会議長	小 出 政 喜
"	"	吉 田 安	"	熊本市会議長	山 口 佐 六
"	"	園 田 直	"	熊本県医師会長	大 塚 勇
"	"	細 川 隆 元	"	熊本県農業会長	谷 口 弥 三 郎
"	"	坂 田 道 太	"	熊本県教育会長	井 芹 武
"	"	福 永 一 臣	"	教 育 長	銅 直 勇
					横 田 正 人

一方22年7月の臨時県議会において桜井県知事は、文部省関係者との交渉経過についての報告の中で、「総合大学をどこへ置くかということは8～9月頃にならないとわからないが、我々としては大いに準備しておく必要がある、今後さらに関係大学、専門学校の先生とも基本的な打合わせをしてゆきたい」と述べたのである。

これを受けた県議会では、7月25日「早急に本県に総合大学設置に関し機宜の方策を講ぜられたい」旨の建議案が採択され、国会に対して次のような請願書を提出することになった。

請 願 書

われらは地方文化を興隆し平和国家の建設に邁進せんとする県民の総意と熱誠をわれらの国会並に関係当局に開陳し速かに熊本に総合大学が設置せられますよう請願申し上げます。

理 由

今や新学制が実施せられ教育の機会均等は必然的に学校の地方分散を招来し国民文化の昂揚と学問の権威の尊重となり大いに慶賀に堪へないところであります。

思ふに真の文化国家の建設は高度の科学技術の蘊奥を攻究する最高学府の力によって、文化的伝統を背景とした教育県であることは夙に世人のこれを認むるところであります。かの老大なる第五高等学校の敷地は其の創設当時既に将来の総合大学を目標とせられたのであります。加ふるに熊本医科大学、熊本工業専門学校、熊本薬学専門学校、熊本師範学校、熊本女子専門学校、熊本語学専門学校等の官公私立の高等学術の諸施設は早くより整備し文化の進展に多大の貢献をなして参ったのであります。

これらの既施設を打って一丸となし一大総合大学たらしめ最高の文化と学問の殿堂を築くことはまことに県民多年の宿望でありました。殊に新生平和日本に許された唯一の進路が教育学問産業の興隆に向けられるべき今日、本県の総合大学問題は歴史的にして又現実的必然的の要請と相成ったのであります。其の建設の実現せられんか、南九州一円の地方民は高度の文化と学問の恩恵に浴することができ、その精神的収穫はもとより、又地方産業はよくその理論的、科学的基礎付を得てここに飛躍的高度の発展をなすことは期して俟つべきであります。

われらはかかる見地に立ち、本再建問題は最もよく合理的に推進せらることは言を俟たざるところであります。然るに北九州には既に福岡に総合大学が設置せられ着々として文明の建設に実績をあげつつありますが将来日本の建設に最も重大なる責務に任ずべき地である南九州に於ては未だこの施設なく地方的に又国家の文化配置の上からして甚だ遺憾とせられて居りますが、わが熊本こそはあらゆる角度より見て又特に終戦後の交通運輸食糧住宅等の状況に徴して自他共に許す文化経済の一大中心地であり総合大学建設には最適の立地条件を具備しておるものと信じます。

由来熊本の地は九州文化の中心であり遠く菊池重朝は菊池に聖堂を建て、子弟の教育に力め日本に於ける学校教育の基を開き、加藤清正は其の文化により産業の開発土木交通其他各般に之を実施し日本に其の範を垂れ、細川重賢は時習館を起し秋山玉山以下日本の碩儒を集めて教育の大殿堂を樹立し当時幕府の湯島の聖堂と並びて日本の雙壁をなし事実の於て西日本教育の中心たる実績をあげ、日本の範となり明治文化の根源は元田永孚、井上毅両先輩其他によりて七十年文化の基を樹て明治文化の中心人物を輩出した歴史的事実と日本の現状から見て須臾も逡巡を許さず速に国立総合大学のため、たとへ相当の犠牲を要しても敢然これを克服して挙県一体となってこれが実現に全力を傾注したいと存するものであります。

既に熊本県会に於ては全会一致にて総合大学建設の建議案を可決し、又本県各界を網羅する総合大

学創設期成会が結成せられるなど今や総合大学に対する県民の熱意は昂まり好機に遭遇し文化国家建設の聖火の中に本県が総合大学設置のため異常なる努力と犠牲をおしまざる決意をわれら国会に訴へてその速かな実現を請願致す次第であります。

昭和22年7月25日

熊本綜合大学期成会長

熊本県知事 桜井三郎

さて期成会は事務所を県庁内におき、早速活動を開始した。8月11日総合大学誘致運動費として県より30万円が交付され、直ちに県会議長、稲毛県学校部長、西本議会事務局長、清田県学務主事などが誘致運動のため上京し、各関係機関に陳情を行った。

その後9月23日、この陳情報告をかねて期成会副会長大久保勢輔氏などが医大学長、五高、工専、薬専、女専、師範、青年師範、語専の各校長と懇談会を行った。この時同時に各校の敷地坪数、校舎建坪、生徒各学科別定員及び現在員並びに収容人員等、教室数その他参考資料等、教職員並びに科別担当別等、の調査書が提出された。この時点においては師範、女専、語専の3校も総合大学構想の中に含まれていた。

同9月23日、期成会においてはC.I.E(民間情報教育局)のニューゼント大佐に宛てた総合大学設置についての陳情案が検討され、提出された。さらにまた、10月22、23日の両日には、熊本歌舞伎座において基金募集の芸能大会が行われ、その益金として15万円が集ったが、法律上入場税として県に支払らねばならなくなり、せっかくの催しもふいになっている。

この間、総合大学の構想においては、師範関係学校が独自の活動を開始しはじめていた。それは9月頃から師範学校が大学設置準備のため校内準備委員会を作って実動を始め、11月7日には「熊本教育大学設置準備会」を結成し、会長に桜井知事等を選び、12月18日には第1回役員会を開いて、会則・役員を決定し、募金方法等を協議し、又県議会へ熊本教育大学設置建議案附議につき陳情書を提出する、などの動きであった。

熊本綜合大学誘致運動が期成会を中心として盛り上がりを見せていた矢先、熊本はじめ各地の総合大学運動を一時沈滞させてしまうことになった事件が、中央において起っていた。それは高等教育機関の地方移譲問題であった(第1節参照)。そしてその問題がどうやら収まりかけていた昭和22年12月31日、占領軍による内務省の解体が行なわれ、文部省が先に出していた既設の7帝国大学の他に新たに裏日本、中国・四国、九州の三ブロックに帝国大学を設置するという構想は、事実上立ち消えとなってしまった。占領軍の指導の下、教育改革の新構想が次第に固っていったのである。

以上の経過は今日までの研究によって明らかにされたことであって、当時の関係者はこの様な事情は一切知らず、南九州の中心たる熊本綜合大学誘致運動は、22年末から23年前半にかけていよいよ本格的な段階を迎えることになったのである。

(3) 誘致運動の盛り上がり

23年1月中より医科大学、五高、工専、薬専の関係者の間では頻繁に会合が行われ、2月16

日鯉淵医科大学教授、小堺事務官、本島五高校長が桜井知事を訪ね、県からの総合大学への資金援助が1億円であることを聞き出した後、2月23日には五高において大学設立期成会の初の協議会が開かれた。この会合において早速各学校における学科・講座目案を作成することになり、25日薬専における協議会で各校提出の講座数の話がまとまり、27日工専における連絡会で25日の決定事項を本省提出の計画書として作成し、総合大学の決定が3月頃という情報があるので4校長が上京することに決定した。

ところが3月1日になって、27日に行われた知事と各校長との会見で各校が異なる見解を有していたことがわかり、特に薬専については医学部の中の一学科とする案もあったらしく、薬専では学部とならないならば単科大学を希望する、との決議が同窓会を中心として出されたという。そこで3月2日に医大図書館において4校協議会が再度開かれ、工専などから出された講座拡大案やその他の書類を整えることと、上京組、留守組の打合せが行われた後、3日に五高校長、鯉淵医大教授、学生代表など大挙東京に向けて出発し、4日に広本教授が大学関係の書類を整理して、吉田・四宮両教授に託し、両氏は直ちに上京した。

一方県議会を中心とする期成会側の動きをみると、2月26日熊本総合大学期成会委員として新たに県会議員、各新聞社、銀行、各中学校長、高等学校長、政党関係者、医大、五高、工専、薬専関係者など全県下の政治、経済、報道、教育、文化団体関係者を網羅した名簿を作成し、これらの関係方面に対して期成会委員の委嘱願を送付している。いまその新委員を示すと次のとおりであった。

㊦ 熊本総合大学期成会委員

県 会 議 員	野 上 進	同	堀 川 光 記
同	瀬 口 龍之助	同	戸 上 第一郎
同	尾 形 彦太郎	同	山 野 豊 記
同	岡 崎 伊十郎	同	隅 田 研 吾
同	大 塚 逸 雄	同	菊 川 末 吉
同	山 中 大 吉	同	斎 藤 正 和
同	松 木 国 治	同	蔵 本 久
同	泉 万次郎	同	広 石 勇
同	橘 武 徳	同	山 野 万 平
同	鴻 池 仙 市	同	加 藤 兵 助
同	吉 本 光 義	同	岩 尾 豊
同	北 村 国 男	同	高 木 藤 太
同	倉 光 仁 一	同	沼 田 育 三
同	奥 村 翁太郎	同	下 田 唯 彦
同	徳 永 泰 憲	同	飯 田 次 人
同	高 田 光 喜	同	藤 岡 末 彦
同	平 川 千 吉	同	島 田 学
同	深 川 金 蔵	同	原 九

同	園 田 清 充	中学済々巖長	杉 原 春 作
同	石 田 十 蔵	熊本中学校長	大 西 嘉 章
同	大 和 忠 三	八代中学校長	大 塚 只 雄
同	吉 田 富士男	鹿本中学校長	中 村 昌 信
同	荒 木 豊 雄	玉名中学校長	永 井 一 男
同	岩 本 弘	天草中学校長	上 村 正 敏
同	犬 童 俊 一	宇土中学校長	洪 谷 敏 教
同	脇 川 一 二	御船中学校長	河 添 正
同	久保田 喜 一	大津中学校長	渡 辺 剛 蔵
同	原 田 雪 松	人吉中学校長	斎 藤 了
同	平 岡 四子男	第一高等女学校長	吉 田 浩
同	森 岡 光 義	第二 "	小 浜 勲
同	倉 田 義 晴	高瀬 "	佐 々 亀 雄
同	堤 田 実 一	山鹿 "	西 尾 哲一郎
同	岩 尾 三 徳	甲佐 "	大 規 周 吉
同	平 井 正 弘	松橋 "	岡 田 節 生
同	二 神 勇 雄	菊池 "	広 石 亘
熊本市会副議長	大 塚 勇二郎	八代 "	白 石 侑
荒尾市会 "	松 岡 喜 男	人吉 "	成 松 憲 士
人吉市 "	上 井 勇次郎	本渡 "	堀 光之助
八代市 "	宮 崎 右左蔵	阿蘇 "	山 内 進
熊本県教職員組合長	西 田 一 隆	多良木 "	柏 原 勇 吉
熊本県体育協会長	金 栗 四 三	水俣 "	村 中 八 郎
熊日編輯局長	小 堀 周 二	南関 "	松 本 政 一
" 政経局長	小 崎 邦 弥	工業学校長	小 島 嘉七郎
朝日	城 戸 隆 明	商業 "	中 満 清 人
毎日	松 田 徳 行	熊本農業	山 田 直 記
西日本	井 高 貞 次	阿蘇 "	大 滝 謙 二
読売	伊 時 記 夫	菊池農蚕	林 田 恒 甫
共同通信社	日笠 多賀之助	球磨 "	山 本 茂 和
商工会議所副会頭	藤 井 利 七	矢部 "	境 次 男
日銀支店長	立 正 嘉	芦北農林	奥 田 一 夫
肥後銀行	川 田 栄 三	天 草 農	稲 田 繁 夫
勸業銀行	今 橋 久馬朔	八 代 農	
熊本市公安委員	甲 斐 重 時	(政党関係)	
同	橋 本 勲太郎	社会党支部	吉 田 弥 七
同	永 田 守	民 主 党	本 田 義 男
婦人会県連合会長	長 野 千鶴子	自 由 "	古 閑 総 一
熊本県労働組合連合会長	神 山 清 喜	国 協 "	藤 本 虎 喜

共産 "	西里 龍夫	" 事務官	竹田 歳太
(学校関係)		" 学生	
医大 学長	太田原 豊一	" "	
" 事務官	小堀 虎三郎	" "	
" 教授	竹屋 男綱	薬専 校長	藤田 穆
" "	鰐淵 源	" 教授	柴田 文一郎
" "	三宅 勇	" "	宗定 哲二
" "	小玉 作治	" "	酒井 亮次
" "	今永 一	" "	加来 天民
" 学生		" "	小林 謙司
" "		薬剤師会長	緒方 作治郎
" "		" 学生	
五高 校長	本島 一郎	" "	
" 教授	大原 英一	" "	
" "	山田 昌司	" 事務官	原田 清
" "	石坂 正蔵	熊本県公安委員	川田 栄三
" "	落合 和男	同	河瀬 逸雄
" 事務官	荒木 信義	同	森 慈秀
" 学生		九州文化協会	山口 白陽
" "		南日本文化協会	森本 忠
" "		九州女性 "	赤塚 道子
工専 校長	松本 唯一	国民平和協会	橋本 博史
" 教授	四宮 知郎	九州産業交通	渡辺 幸義
" "	広本文四郎	九州配電会社	平塚 泰蔵
" "	佐々木 敏一	八代商工会議所会頭	辻 清
" "	土屋 政義	人吉 "	木下 鶴雄
" "	角田 重喜千	荒尾 "	滝沢 義八

さて3月3日に大挙上京した学校関係者には医大班、五高班、工専班などがあったが、5日から11日にかけて文部省係官、県出身代議士、G. H. Q（連合国最高司令官総司令部）、C. I. E（民間情報教育局）担当官に対して陳情などの働きかけを続けたのである。

一方地元熊本においては3月14日、市内新市街の朝日館で先に上京した大学、高専校長、学生代表団の陳情報告会を兼ねて、広く県民一般に大学誘致の必要性を訴えるため「熊本総合大学設置運動県民大会」が期成会によって開催された。3月14日付の「熊日新聞」はその模様を次のように伝えている。

国立総合大学の誘致運動は設立地の決定を目前に控えていよいよ大詰めに近づいてきたが教育熊本の面目にかけても実現させねばならないと期成会では14日午前8時半から熊本市新市街朝日館で第1回県民大会を開いた。まず映画“大学の門”を上映した後10時半から下条県視学官の司会で開会、期成会長桜井県知事の挨拶に次で臨席の軍政官からも支援の言葉を述べ、館内に溢れた千数百名の聴衆

の盛んな拍手を浴び、次いで期成会副会長大久保県会議長の経過報告、竹屋医大教授、松本工専校長からそれぞれ中央の状況を、また学生代表高木政清君（医大4年）から学生運動の経過を報告したのち、県民を代表して福田前熊本市長、小堀本社編集局長（社長代理）、和田商工会議所会頭、岡崎県教育理事長、長野県婦人連合会長からそれぞれ本県設置の重要性を説き「熊本には1人のカーネギーもロックフェラーもいないが教育県熊本の名誉にかけても下から盛り上がる力で総力を結集、物心両面から協力せねばならない」と時余にわたる熱弁をふるい、次いで大久保副会長を議長に推し満場一致で次の決議文を可決し、正午すぎ閉会した。

決 議

南九州は平和日本建設に最も重大なる責務に任ずべき地であり、特にわが熊本こそあらゆる角度より見て、又特に交通運輸食糧住宅等の状況に徴して、自他共に許す文化経済の一大中心地であり、総合大学建設には最適の立地条件を具備しておるものと信ずる。

我等は地方文化の興隆と平和国家の建設に邁進せんとする県民の総意と熱意を以てわが熊本に熊本医科大学、熊本工業専門学校、熊本薬学専門学校、第五高等学校等の官立学校を打って一丸とする国立総合大学設立の実現を期する。

右決議する。

昭和23年3月14日

熊本総合大学誘致運動県民大会

この県民大会の決議をうけて、進駐軍熊本軍政府のコレル少佐は連合国総司令官に宛てて、熊本市へ総合大学を誘致することを支持する旨の陳情書を詳細な参考資料を付して提出した。

（4）在京実行委員会の成立とその活動

他方23年2月の定例県議会において、誘致運動費として30万円の追加予算案が可決され、期成会では3月20日東京都方面における誘致運動の打合会を行った後、桜井知事らは再び上京した。

上京した一行はまず最初に、参議院食堂において熊本総合大学誘致運動を活発にするため、東京における実行委員会を結成した。当時の新聞はその経過を「東京に実行委員会、連絡を密にし猛運動」という見出しで次のように伝えている。

総合大学問題で上京した大久保県会議長、桜井知事、河野県教育委員長ほか10余名は24日院内で県選出衆参両院議員と会見、特に参議院の委員室を借りておよそ1時間半にわたり今後の具体的方針に関し忌憚ない意見を交わした結果、従来と角現地側と中央側との連絡が不十分であったので新たに総合大学在京実行委員会を設置することに決定、委員長に小畑惟清氏、委員に社会党細川（隆元）、内村（清次）、自民党坂田（道太）、深水（六郎）、民主党吉田（安）、谷口（弥三郎）、田方（期成会の委員名簿には記載なし）、緑風会佐々（弘雄）、未延東大教授、幹事に内藤（宏）、井上（静雄）、原（榮吉）外務事務官の諸氏をそれぞれ決定、実行本部を丸の内熊本支社内に置き猛運動をすることになった。（「熊日新聞」昭23.3.23）

同3月24日知事らは文部省学校教育局長、大学教育課長、大久保運輸省船舶局長などを招いて懇談会を行い、26日G. H. Q（連合国最高司令官総司令部）、C. I. E（民間情報教育局）、G. S（民政局）を訪問し、熊本の実状を説明の上援助方を懇請し、29日には大学設置委員会

常任委員を歴訪して熊本大学設置について援助方を依頼した。

4月1日、衆議院食堂において第1回在京実行委員会が開かれ、この会合に南九州選出の両院議員を招き、総合大学の誘致協力方を要請している。

4月5日に教養・専門科目の件で3月18日より4校連絡会など協議していた工専の広本教授・五高の大原・山田教授が文部省との打合せのため着京し、4月6日3氏は熊日東京支社、外務省の原氏、文部省の剣木大学学術局次長、春山大学教育課長を歴訪し、その夜宿舎で教養課程案を作成している。

桜井知事や広本氏が帰郷した後の4月14日、第2回在京実行委員会が熊日東京支社において開かれ、今後の方針を研究した結果、計画書提出前に一応大久保氏より剣木大学学術局次長に内容打合せの上整備するという事に決められた。

11日に帰熊した広本氏らは13日、五高における4校連絡会議で上京報告をした後、15日に教養課程の会議、17日に大学課程表について話し合いを行っている。

一方県側は4月18、20日に大久保議長、稲毛本部長が再び上京し、22日熊本支社に小畑在京実行委員長らを招いて持参の書類について検討したが、再整備して提出することになった。そこで翌23日大久保議長は文部省に春山大学課長を訪ね、大学問題について意見を聞き、その話に基づいて書類作成の上、24日に提出し、帰熊したのである。

(5) 南九州3県への誘致運動

各大学、高専、期成会関係者による23年3月頃を中心とする誘致運動の盛り上がりの中で、県議会、市議団の一行10名は19日から24日にかけて、総合大学誘致に協力を求めるため南九州3県を歴訪している。しかし南九州3県に対する働きかけはこの時が初めてではなく、22年7月熊本県議会において南九州総合大学誘致の決議を出して以来、期成会では南九州3県に対してその旨の打診を行っていた。

さて南九州歴訪の結果を当時の新聞は、「中心なほ問題 南九州設置が先決」という見出しで次のように伝えている。

総合大学誘致に大分、宮崎、鹿児島3県の協力を求めるため稲毛県教育文化部長をはじめ、県議・市議団一行10名の運動班は19日熊本を出発、4日間に亘って大分、宮崎、鹿児島の関係主脳部とひざ詰め交渉を行い24日帰って来たが、交渉結果について稲毛本部長と橘県議は鹿児島県が依然強腰であり楽観は許さぬと次のように語った。

大分県は熊本に好意を見せて開会中の県会市会でいずれも南九州総合大学設置を決議し本省に陳情して協力することを約束した。宮崎県は県会が終わったあとだったので知事や正副議長と会って話したが、南九州に置くことには賛成、中央校を熊本にするか鹿児島にするかは答えをさけた。鹿児島県は七高、農専、水専、医専等を中心に独自の総合大学を造る計画を固持してゆずらなかつたが、最後に結局南九州に誘致することが先決だということでこの点で協調することを返事した。したがってとにかく南九州に総合大学をつくる点では各県とも意見が一致した訳だが、それが決ってから中心をどこにするかは今後の問題であり、熊本を中心にするためには県民が余程の熱意を示さねばなるまい。
(「熊日新聞」昭23.3.25)

これら3県への熊本からの働きかけと同時に、東京における在京実行委員会も4月1日、第1回の会合に南九州選出の両院議員を招き、総合大学誘致についての協力を要請した。

この後、南九州総合大学問題は4月8日に鹿児島県で行なわれた「九州正副議長会議」においても協議されたようで、4月9日付「南日本新聞」には、「協議事項6点中とくに注目されたのは総合大学設置についての各県の意見で、単に各県各様の運動や行き方ではかえって本州四国あたりに漁夫の利を占めさせるとの気運が強く、南九州総合大学にしても各県に学部を設けその一環とするも一案だろうとの意見も述べられた。」という記事が見えている。

以上のように、熊本総合大学期成会関係者は大学・高専の関係者と相呼応し、東京方面、地元熊本、南九州3県に対して着々と誘致運動を展開していったが、23年5月以降いよいよ大学設置要項にそっての各校の体制づくりへと、その重点が移ってゆくことになった。

3. 学生による誘致運動と募金活動

(1) 誘致運動

総合大学を熊本に誘致しようとする運動は、後に熊大の各学部として統合された医科大学、薬専、工専、五高の学生達によっても積極的に促進された。

その一つが街頭における署名運動であり、学生達はメガホン片手に繁華街に立ち、南九州の文化・教育発展のためには総合大学誘致が絶対に必要と説きながら市民の協力を求めたのである。また期成会を中心とする上京団に同行して、東京方面において陳情活動を行う学生達もあった。

当時医科大学助手及び学生代表として上京した山田満寛、野津原敏雄両氏によると、昭和23年初頭医科大学内において教授、助教授、助手団の代表による「国立総合大学設置委員会」が設置され、その中に学生側からも各学年1名宛委員を出したという。（「熊大医学部同窓会報」20号）この委員会は学生を動員して上通りで署名運動を行ったり、学校に行って講演会を行ったりしていたが、23年3月期成会と共に陳情のため上京することとなり、一行の経費30万円を預ったのが山田氏であったという。同氏のその時の様子を次のように記している。

その頃熊本から東京まで上るのは大変である。東京直行の切符入手が一苦勞。その上徒党を組んだ集団闇屋が乗り込んで来るので物騒極まりない。10名近い陳情団の必要経費見込額金30万円也の現金を助手団の2人が携行することになった。助手団は八田千之団長と副団長の私と2人切り。15万円ずつ分けて持つことにした。トランクでは車中が危険、都内が不便である。木綿の胴巻を縫って腹に巻くことにした。15万円は当時の百円紙幣で1500枚である。これを腹に巻いたらどんな格好になるか御想像願いたい。しかも必要とあれば車中でも旅館でもすぐ用立しなければならぬ。小銭の出納は事務局の会計係が担当するから助手団は大金保管の任務である。ところがこの金は東京でも殆んど使うことなく、帰路も大半は身につけたのだから終始緊張のし放しである。

このようにして上京した一行は、文部省関係局長、次官、大臣、衆参両院の文教委員、熊本県選出の両院議員、G. H. Q（連合国最高司令官総司令部）の高官などに陳情を行ったのであ

るが、その時のことを学生代表であった野津原氏は次の様に記している。

東京では、文部省、国会に陳情に行きました。当時国会には、松野頼三代議員が、代議士になられたばかりの頃と思いますが、若手代議士として張り切って居られた様子を思い出します。彼の世話で国会議事堂の食堂で、代議士連をお招きしてお願いしたことは、確かに覚えています、(学生)委員長の高木さんが二年生の私に「お前も入れ」といわれて、中に入ったのは確かですが、私の役割は何であったか、何の話しをしたか、思い出せません。只先輩の後から頭を下げていたのだらうと思います。

この時、熊本の市内で集めた署名簿も陳情書と共に提出したという。

その後上京した陳情団が帰熊し、市内朝日館で県民大会が開かれた頃を境にして、学生の誘致運動は、熊本市内から郡部に向けて、移って行ったようである。それを伝えるのは、3月25日付の「熊日新聞」である。

郡部へ巡回宣伝

街頭署名や広場の宣伝演説など熊本市に集中していた学生達の国立総合大学誘致運動は次第に高まってきた市民の熱意と期待の切迫とから今後は郡部に重点をおくことになり、熊本工専生10名は映写機をたずさえ26日から鹿本郡植木町を振り出しに、伊倉、高瀬、長洲、荒尾の各地を巡回、各小学校で映画の無料公開を行うほか地元有志の講演や学生達の宣伝演説会を開き、誘致運動と併せて地方文化の向上に乗り出す。なほ4月1日からは更に松橋、小川、宮原、八代、日奈久、田浦、水俣方面を巡回映写する予定である。

これによると3月26日より、伊倉、高瀬、長洲、荒尾の各地を、4月1日からは、松橋、小川、宮原、八代、日奈久、田浦、水俣方面へ熊大誘致の宣伝活動を行うことになっている。

さて熊本総合大学の設置運動は、県議会関係者、各学校の教職員、学生、を中心として一般県民への呼びかけを行い、活発な誘致運動を展開してきたのであったが、一部の学生の中にはこの動きに反対する者もあったらしい。恐らく11月2日よりの大学設置委員の熊大実地調査を予期してであろうと思われるが、11月1日に五高、医大で総合大学設置試案に反対する学生大会が開かれ、国会上程の場合全学連と連携で無期限ストに入ることを決議するなどの動きもあったという。(『熊本昭和史年表』)

(2) 募金活動

熊本総合大学設置もほぼ確実となった23年末から、期成会の募金活動が開始されることになり、12月27日に第1回目の募金委員会が開かれた。この時の「熊本総合大学創設費募金要項」によると、「この寄付金は創設費のみに使用する。募金方法は一般、特殊団体、篤志家、大学高専の卒業生、大学高専の企画浄業による。期成会の企画浄業による。大学、高専、新制高校新制中、小学校生徒、各町村の寄付によること」となっている。

24年に入り1月17日新制高等学校長と期成会との募金連絡会が開かれ、生徒1人につき100円を3月末日までに納入してもらう旨、募金要項が決められた。その時の期成会の依頼状によると、今後4年間の目標額1億円、24年3月までにその半額5千万円を必要とするとなっている。

同1月29日大学・工専側との連絡会が開かれ、卒業生、在学生の寄付額、寄付方法が話し合われ、2月15日には、大学・工専の生徒代表と募金についての連絡会が開かれた。

一方学生側は、熊本総合大学設立学生委員会並びに医大・五高・薬専・工専・師範各校演劇部による演劇の会を共催して県内各地の募金を集めることになった。その計画案は次のようなものであった。

国立熊本総合大学設立啓蒙巡回演劇計画

主催 国立熊本大学設立学生委員会
医大・五高・工専・薬専・師範各校演劇部
後援 国立熊本総合大学設置期成会
熊日・朝日・毎日・西日本各新聞社

目的・国立熊本総合大学の必要性を地方の人々に認識して頂き県民の力により熊本総合大学の充実完成を促進する。

演劇 馬の居る家族……原 源一作
けやきのちかひ…高倉てる作
又はスキヤパンのペテン……モリエール

巡回予定地 3月24日 隈府菊池女子高校
" 25日 山鹿 山鹿女子高校
" 27日 熊本
" 29日 八代 代陽校
" 30日 人吉 東小学校

以上の演劇場には学校施設・劇場を使用する

人数 学生委員会2名、医大演劇部5名、工専演劇部4名、女優4名、マイク係工専より1名
計16名

入場料 大人4拾円、小人2拾円

この演劇会開催による入場料が期成会募金要項に見える大学・高専企画の浄業による寄付金に当てられたものであろう。

第3節 熊本総合大学の構想と認可申請

1. 熊本総合大学設置準備委員会

(1) 委員会の発足と組織

昭和23年5月11日、東京方面において誘致運動を続けていた期成会および各学校関係者が帰熊すると、文部省の指示に従って講座を中心とする実施策を早急にまとめるため、次の要領に沿って設置準備委員会を組織することになった。

国立新制大学実施準備委員会要領（案）

- 一. 旧制の大学，高等学校，専門学校，教員養成諸学校が2校以上合併して新制大学を設置するときは本要領によって設置準備委員会を設置する。
- 二. 本委員会は当該新制大学に関する実施案作成及び連絡調整に関する事項を審議する。
- 三. この委員会は委員若干名を以て組織する。
委員は次に掲げる者とし委員長がこれを委嘱する。
 1. 合併する学校の長
 2. 地元に関係ある時は知事，市町村長，地方議会議長
 3. 1，2，の委員において必要と認めた者
- 四. この委員会に委員の互選により委員長1人，副委員長1人をおく。
委員長は本委員会を代表し会務を統轄する副委員長は委員長を助け委員長事故あるときはその職務を代理する
- 五. この委員会において専門の事項を調査審議するため必要があるときは専門委員会を設けることができる
専門委員会の調査審議事項は委員会これを定め又委員は委員及び学識経験のある者の中から委員長がこれを委嘱する
- 六. この委員会に幹事若干名をおくことができる。幹事は庶務に従事する
- 七. この委員会は必要に応じて顧問をおくことができる

備 考

- 一. 単科大学は本要領に準じて措置することができる
- 二. 調査審議事項
 - イ. 新制大学の組織に関すること
 - ロ. 新制大学の施設に関すること
 - ハ. 予算に関すること
 - ニ. 人事に関すること（既設大学学部を除く）

翌5月12日に発足した設置準備委員会の役員は次のとおりであった。

		国立熊本大学設立準備委員会名簿（順不同）		（昭和23.5.12現在）	
委員長	知事	桜井三郎	第五高等学校教授	山田昌司	
副委員長	熊本医科大学 長代理	竹屋男綱	熊本工業専門 学校長	松本唯一	
	第五高等学校 長	本島一郎	同 教授	吉田弥七	
	県会議長	大久保勢輔	同 授教	広本文四郎	
	市長	佐藤真佐男	熊本薬学専門 学校長	藤田 穆	
委 員	熊本医科大学 教授	鰐淵 源	同 教授	酒井亮次	
	第五高等学校 教授	大原英一	同 教授	加来天民	
	熊本医科大学 教授	小玉作治	熊本師範学校 長	銅直 勇	

同 教授	山下重輔	熊本医科大学 事務官	小 堺 庸三郎
熊本青年師範 学校教授	平 田 敏 雄	同	有 田 文 雄(常勤)
県会副議長	野 上 進	第五高等学校 事務官	荒 木 信 義
県総務部長	渋谷保	同	牧 奈 良 市(常勤)
県教育部長	稲 毛 新	熊本工業専門 学校事務官	武 田 歳 太
県会教育文化 部長	河 野 喜代治	同	小 野 哲 雄(常勤)
市二名	未 定	熊本薬学専門 学校事務官	原 田 清
幹 事 県学務課長	光 島 賢 正	同	宮 崎 (常勤)
県議事課長	浅 香 弘 夫	熊本師範学校 事務官	美 作 小一郎
県総務課長	中 島 巖	同	吉 岡 未 雄(常勤)
県主事	高 野 作(常勤)	熊本青年師範 学校	未 定

その構成は組織委員会、施設及び予算委員会、人事委員会より成っており、その委員は次のようであった。

組織委員会		落 合 教 授
委 員 長	鰐 淵 教 授	荒 木 事 務 官
委 員 (医学部)	鰐 淵 教 授	(法文学部) 山 田 教 授
	小 玉 教 授	石 坂 教 授
(理学部)	大 原 教 授	荒 木 事 務 官
	落 合 教 授	(工学部) 吉 田 教 授
(法文学部)	山 田 教 授	四ノ宮教 授
	石 坂 教 授	武 田 事 務 官
(工学部)	広 本 教 授	(薬学部) 酒 井 教 授
	四 宮 教 授	加 来 教 授
(薬学部)	酒 井 教 授	原 田 事 務 官
	加 来 教 授	(教育学部) 山 田 教 授
(教育学部)	葛 谷 教 授	中 野 教 授
	松 隈 教 授	美 作 事 務 官
	橋 爪 副 委 員 長	県総務部長、県教育部長、県議事課 長、市復興局長、市総務部長
	県 教 育 部 長	
施設及び予算委員会		人事委員会
委 員 長	吉 田 教 授	委 員 (医学部) 鰐 淵 教 授
委 員 (医学部)	鰐 淵 教 授	(理学部) 大 原 教 授
(医学部)	今 永 教 授	(法文学部) 山 田 教 授
	小 堺 事 務 官	(工学部) 工 専 校 長
(理学部)	大 原 教 授	吉 田 教 授

(薬学部)	薬 専 校 長	青 師 校 長
	酒 井 教 授	設立準備委員会委員長
(教育学部)	師 範 校 長	同 副委員長

(2) 委員会の活動経過

準備委員会ならびに三分科委員会は早速実動に入っていたが、その中で最も難行を極めたのは、組織委員会による各学部の学科講座数であった。この件については何度となく地元と文部省との間で計画案の訂正が繰返され「熊本大学設置認可申請書」として大体の基本線が決ったのは23年7月末頃であった。この一連の経過は後に(3)において詳述していくことにする。

同年7月準備委員会事務局長として橋爪氏に代って横田正人氏が就任し、以後委員会の終了までその任に当たった。次いで8月4日、設置認可申請書提出の担当責任者として広本、山田の両氏が、概算書提出の責任者として吉田、小堺両氏が選任された。

提出した設置認可申請書の書類審査が終り、大学設置委員会の委員による実地調査が行なわれたのは23年11月2日から8日にかけてであった。実地調査の結果、視察員より人事関係について法文学部の法の教授陣を強化しなければ学部成立の見込がない、との注意を受けた人事委員会では、早速報告にそって書類を整備し、文部省の同意を得るため28日に上京した。

ところが12月2日上京中の委員より、設置委員会委員の中に五高に於て法文、理両学部を行うことは校舎、施設に於て甚だ無理であり、一学部の存在しか認めない、という強硬な意見が存在する旨の電報が届き、広本、四宮両教授も五高、工専の関係書類持参の上、上京することになった。東京において合流した各委員は、早速対策を協議し、(1)法文・理学部の校舎・施設を早急に期成会に於て整備してもらうこと、などを盛り込んだ書類を作成し、8日設置委員会に提出し直し、委員会の審査決定を待つことになった。

この間地元では12月7日県庁において寄付金募集のための準備委員会が開かれ、12月27日の第一回目の熊本総合大学期成会募金委員会において、早速懸案の創設費募金対策が話し合われることになった。

一方人事関係の追審再審が24年1月に行われる旨の文部省通達があったのをうけて、1月早々から人事委員会が開かれ、各委員は再び上京して追再審人事書類の整理提出を行った。2月に入り16日の人事委員会で学部長、事務局長などについて協議され、19日広本氏などが上京し、21日文部省に書類を提出し、かくして一切の書類提出は終り、あとは大学設置準備委員会の審査結果を待つばかりとなったのである。

(3) 熊本大学の設置認可と設置準備委員会の終了

上京中の美作小一郎氏により大学設置委員会における合同会議にパスしたという電報が期成会事務局長宛に届いたのは、24年3月9日であった。現在国立教育研究所の戦後教育資料の中に残されている熊本大学審査報告書要領によると、審査の概評と結果は次のようであった。

新制大学審査報告書要領		第2審査会			
種別	事項	審査概要			
名称	熊本大学	編成学校 医学部 工業専門 薬専 五高 師範, 青師			
目的	総合大学	適当である			
校地	総坪数 244,589坪 医 108,454 薬 16,016 教 34,534 工 34,279 理法文 51,306(欠運動場)	十分である			
校舎等建物	工 7,789坪 理法文 5,742坪 薬 1,368坪 教 7,464坪	教室実験室等法文学部は不十分であるが, 他と融通することが出来る。			
図書	209,493	薬学部, 理学部, 法文学部は尚充実を要する。			
標本	10,385	工学部を除き他の学部は尚充実を要すべきものである。			
機械器具	86,418	同			
学部学科組織 及び学生定員	学部	学科	学生・定員		適当である
			1学年当 総数		
	工学部	土木建築, 機械, 採鉱冶金, 電気, 工業化学	200	800	
		薬学部	薬剤, 製薬	80	
	理学部	数学, 物理, 化学, 生物, 地学	110	440	
		法文学部	法, 哲, 史, 文	200	
	教育学部		480	1,280	
医学部		80	320		
計		1,150	3,960		
教育組織	一般教養担当の教員は差支ない 法文学部法学科及び教育学部は専任教授の増強を要する				
履修方法	規準通り				
設置者	国立				
資産及び維持 経営の方法	国費				
将来の計画及 その見通し					
開設予定学年	1年のみ設置して初める				
開設年月	昭和24年4月		適当である		
<p>熊本大学審査の結論</p> <p>本大学に関する審査の結論は昭和24年度から次に掲げる学部学科をもつ大学を開設することを可と認める, 但し次の事項の履行を条件とする</p> <p>1, 学部学科 工学部 土木建築学科 機械学科 採鉱冶金学科 電気学科 工業化学科 薬学部 薬剤学科 製薬学科</p>					

理学部	数学科	物理学科	化学科	生物学科	地学科
法文学部	法学科	哲学科	史学科	文学科	
教育学部					
医学部					

2, 履行条件

- 1, 法文学部法学科の教員組織は1年以内に定員の半数以上を充たすこと
- 2, 教育学部の教授を強化すること
- 3, 工学部を除き図書機械器具標本を一層充実すること

以上の事項についてはその実施につき報告を徴し又必要のある場合は、委員会として実地視察をする。尚教員組織についてはその充実に至るまでは本委員会に協議しなければならない。

備考 医学部は別途申請の上審査する。

3月18日大学発足が正式に発表された後、熊本大学設置準備委員会では4月より早速大学試験の準備に取りかかった。まず4月9日入試委員が決定され、その後11日,13日,14日,16日,19日,27日と入試関係の委員会が開かれ、4月30日熊大募集要項が出来上った。

一学期成会においては5月25日、熊本総合大学設置について多大の援助指導を受けた東京方面の委員、関係者に対して礼状を発送した後、6月9日に熊本大学設置準備委員会総会を開催した。席上熊本大学発足により本委員会の目的は一応終了したとして解散することが提案された。かくして設置準備委員会は発足以来1年余り活動を続けた後、昭和24年6月9日を以って終了することになった。

2. 学部, 学科・講座数の変遷と「熊本大学設置要項」

熊本大学設置認可に至るまでには様々の問題が起ったが、その中で各学校関係者の最大の難問は大学組織の根幹である各学部講座数の決定であった。以下発足までの経過を追いながら関係者の苦心を辿っておきたい。

(1) 学部, 学科・講座の変遷

次頁に示すのは当時の関係書類及び聴取調査によってまとめた大学発足までの学部, 学科・講座変遷表である。昭和22年末から昭和24年初頭にかけて前後10回の設置案が作成されている。このうち最も早い(1)案は昭和22年12月7日の「熊本日日新聞」に発表されたものである。

ここに伝えられた大綱は、同年7月の総合大学設立建議書に述べられた構想とは大幅に変わり、その時点で名前があがっていた女子専門学校、語学専門学校、師範学校が消えて統合する学校、各学部、学科講座数など後の熊本大学の構成とほぼ近いものが提示されている。但し講座数については法文学部3学科31講座、理学部5学科21講座、工学部8学科46講座など後の講座数に比べるとかなり膨大な構想が含まれていた。

なおこの設置案で注目すべきは、(1)五高を法文学部と理学部の2学部に分けていること、(2)師範学校を学部構想の中に入れていないことである。五高を2学部とした事情について、当時五高教授で組織委員であった大原英一氏によると、22年9月頃新制大学切り替えのため設置さ

れた「五高教官会議」において、五高を人文学部とすると大学としての格が下るので、五高の理系と工専の基礎学科から理学部を作り、五高の文系から法文学部を作る、という方針が決められたという。

しかしながら各学校において講座・学科案が本格的に検討されるようになったのは昭和23年に入ってからであり、先の変遷表の講座数のみについてまとめてみると、前後7回にも及ぶ変更が23年度中に行われて最終案が決定されている。

年月日	22.12.7	23.2.25	23.3.26	23.5.6	23.6.1	23.6.22	23.7.8	23.10.18
学 部								
医 学 部	32 (含体研)	28	28	28	25	24	24	24
工 学 部	46	33	38	31	31	26	26	27
薬 学 部	10	10	15	12	10	8	8	9
理 学 部	21	19	19	27	17	13	13	14
法 文 学 部	31	23	37	37	34	21	17	21
教 育 学 部					18	17	20	23
講 座 案	1案	2案	3案	4案	5案	6案	7案	8案

この間の事情を当時「設置認可申請書」提出の責任者であった広本工専教授の記録（以下「広本メモ」と称す。）によって見てみると、まず昭和23年2月23日に「五高で大学の会、各学校における学科講座の案を作成することになる」とあり、同24日「工専委員会で工学部講座33とする」、同25日に「薬専で大学協議会、各校提出の講座で話まとまる」とあって、この時まとまった講座案というのは医学部28、工学部33、薬学部10、理学部19、法文学部23の(2)案であった。しかしこの(2)案の設置要項は残っておらず、具体的な学科・講座名は不明であるが、次に述べるようにこの案に対しては直ぐに訂正案が出されているから、要項としてまとめられなかったのであろう。

ただし医学部についてのみは鱗淵氏の回想の中に「曾て官立に移管の際に他の医科大学より少なかった講座を増設するのはこの時とばかり、生理、病理に各1講座を増し、泌尿器科を皮膚科より分離独立させ、さらに歯科を新設することとして28講座要求した」（医学部同窓会報20号）とあるので、その講座名も推察することができる。

さて先の(2)案の決定に対しては各校職員の間には何らかの不満があったものと見えて、広本メモによると「2月28日、工専にて第五回大学設置委員会を開き、拡大案作成を提案する」とあり、3月2日には医大図書館における4校協議会で拡大案の検討がなされている。これに加えて医大と薬専との間には、薬専を医学部の一部としようとする動きがあって対立していたらしく、広本メモの3月1日の項には「薬専は学部とならないならば単科大学を希望するとの新聞記事が出た」と記されている。

さてこの拡大案であるが、広本メモによると3月18日に「4校連絡会議で工学部38となった」とあり、この工学部の講座数に相当するものとして23年3月26日付の「熊本医科大学新制切替要綱」がある。これによると(3)案は医学部28、工学部38、薬学部15、理学部19、法文学部37であったと思われる。この要綱には他の学部についても学科名や講座数が記載されていて、

講座変遷表

		1 案	2 案	3 案	4 案	5 案	
		S 22.12.7 (熊日)	S 23.2.25	S 23.3.25	S 23.5.6	S 23.6.1 (付申請書)	
		総合大学設置大綱	広本教授メモ	医科大学切替要綱	設置要項	設置要項第一案	
学部名		法文学部	法文学部	法文学部	(法文学部改め) 人文学部	人文学部	
法 文 学 部	法律学科	7 講座	(学部・学科・講座名は不明)	憲法 外交史 行政法 政治史 国際法 経済史 法史学 経済政策 外国法 統計学 民法 財政学 訴訟法 経営経済学	法 学 科	9 講座	憲法行政法 国際公法 民法 民事訴訟法 商法 刑法 政治学 (7)
	経済学科	7 "		刑 法 商 法 労働法 政治学 (19)	経 済 学 科	6 "	経済学 経営経済学 経済史 財政学 経済政策 (5)
	文学	哲学 } 史学 } 文学 } 17		哲学 社会学 中国哲学 美学 倫理学 美術史 心理学 教育学 (7)	哲 学 科	7 "	哲学第一 社会学 " 第二 美学美術史 倫理学 心理学 教育学 (7)
	史学			国史学 東洋史学 西洋史学 考古学 (4)	史 学 科	3 "	国史学 東洋史学 西洋史学
	文学	言語学 英文学 国語学 独語学 国文学 独文学 英語学 (7)		文 学 科	8 "	国語学 言語学 国文学 仏文学 英語学 独文学 英文学 (7)	
計	3学科 31講座	23 講座	4学科 37講座	(教養4講 座を含め)	5学科 37講座	(教養5講 座含み) 5学科 34講座	
備考	政治学科後日開設予定		(教養は含まず)	教養 4 講座	教養 英語第1～第3 独語第1、第2	第一部(小学校課程)4年課程 幼稚園 2年 " 第二部(中学校4年課程) 第三部(高等学校4年課程)	
教 育 学 部	未 定	未 定	未 定	未 定	未 定	教育学第一 " 第二 教育心理学第一 " 第二 教育社会学 国語学及外国語学 社会科学第一 " 第二 数学 自然科学第一 " 第二 音楽 美術工芸 体育学 生活科学 農学第一 " 第二 " 第三	
	計					3部 18講座	
備考							

6 案		7 案	8 案	9 案	10 案
S 23.6.22		S 23.7.8	S 23.10.18	S 23.12	S 24.1
申請書第二案「設置概要」		設置要項第三案	申請書補遺第三案修正分	設置要項第四案	設置計画書
人文学部		人文学部	法文学部	同 左	同 左
法(律)学科	憲法行政法 民事法 商法 刑事法 政治学 経済学 (6)	同 左	同 左	同 左	同 左 (発足も同左)
哲学科	哲学第一(哲学) " 第二(哲学史) 倫理学 (3)	同 左	同 左	同 左	同 左 (発足時において倫理学は哲学第三と改称)
史学科	国史学 東洋史学 西洋史学 (3)	同 左	同 左	同 左	同 左 (発足時も同左)
文学科	国語国文学第一 (国語学) " 第二 (国文学) 英語英文学第一 (英語学) " 第二 (英文学) 独語独文学 (5)	国語 国文学 英語 英文学 独語独文学	国語国文学第一 " 第二 英語英文学第一 " 第二 " 第三 " 第四 独語独文学第一 " 第二 " 第三	同 左	同 左 (発足時も同左)
(教養4講座含み)	4学科 21講座	4学科 17講座	4学科 21講座	同 左	同 左
教養(外国語(英語)第1、第2 " (独語)第1、第2)	教養についての記載はなし	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)
同 左	同 左	第一部(小、幼)2年課程 第二部(中学校)4年 " 第三部(高等学校)	第一部 小学校課程 } 2年課程 幼稚園課程 } 4年課程 第二部 中学校課程 }	同 左	
国語学	同 左	同 左			
外国語学	" "	" "			
社会第二 " 第二	社会第一 " 第三 " 第三	" " " "			
数学	同 左	数学第一 第二			
自然科学第一 " 第二	自然科学第一 " 第三 " 第三	同 左 " " " "	同 左	同 左 (発足時も同左)	
音楽 美術工芸 体育	同 左 " " " "	" " " " " "			
職業科第一 " 第二	職業科第一 " 第二 " 第三	" " " " " " 生活科学第一 " 第二			
教育学第一 " 第二 教育社会学 心理学第一 " 第二	同 左 " " " " " "	同 左 " " " " " "	同 左	同左 (発足時において教育社会学を第三と改称)	
3部 17講座	3部 20講座	3部 23講座	同 左	同 左	

		1 案	2 案	3 案	4 案	5 案
		S 22.12.7 (熊日)	S 23.2.25	S 23.3.25	S 23.5.6	S 23.6.1 (付申請書)
		総合大学設置大綱	広本教授メモ	医科大学切換要綱	設置要項	設置要項第一案
薬学部	薬剤学科	5 講座 (講座名は不明)	(学科・講座名は不明)	生薬学 薬品分析学 薬効化学 調剤学 生薬化学 無機製薬学 有機製薬学 薬品機器学 有機薬化学 無機薬化学 生物薬品化学 薬品電気化学 厚生化学 鑑定化学 栄養化学	6 講座 (講座名は不明)	生薬学 厚生化学 生薬化学 栄養化学 調剤学
	製薬学科	5 " "		薬化学 薬品分析化学 製造機械学 製薬学 生物薬品学		
計		2学科 10講座	10 講座	15 講座	2学科 12講座	2学科 10講座
備考				学科に区分せず		
工学部	土木	6 講座	(学科・講座名は不明)	工業数学 " 物理学 " 地質学 応用力学 構造 " 材料 " 交通工学 水工学 構造工学 (2講座) 建築計画 " 意匠 " 構造学 採鉱学 (2講座) 選鉱学 鉱山機械学 原動機工学 化学機械学 作業 " 機械工作学 電気理論 " 計測学 " 応用学 電力工学 電機機器 高周波工学 有線通信工学 無線 " 冶金学 鉄冶金学 物理冶金学 製造 " 無機工業化学 有機 " 工業物理学 高分子工学 電気化学	(学科・講座名は不明)	第一類 工業数学 " 物理学 " 化学 応用地質学 構造力学 材料力学 コンクリート 工学 土木構造学 交通工学 水工学 建築構造学 建築計画 採鉱学第一 " 第二 選鉱学 熱工学
	機械	6 " "		第二類 機械工学 通信用工学 採鉱学 採鉱学第二 選鉱学 熱工学		
	磁山	6 " "		第三類 冶金学 工業化学 採鉱学 採鉱学第二 選鉱学 熱工学		
	金属	4 " "		原動機工学 作業機械学 機械工作学 電気理論 " 機器 電力工学 電気応用 高周波工学 通信工学 冶金学第一 " 第二 " 第三 無機工業化学 有機 " 化学工学		
	電気	5 " "				
	工業化学	5 " "				
	建築	4 " "				
	通信	4 " "				
	共通講座	6 " "				
	計			8学科 46講座		33 講座
備考				学科に区分せず		

6 案		7 案		8 案		9 案		10 案	
S 23.6.22		S 23.7.8		S 23.10.18		S 23.12		S 24.1	
申請書第二案「設置概要」		設置要項第三案		申請書補遺第三案修正分		設置要項第四案		設置計画書	
生薬学 厚生化学 生薬化学 調剤学		同 左		同 左		同 左		同 左 (発足時においては 厚生化学を衛生化学に、 調剤学を薬剤学にそれぞれ改称)	
薬化学 薬品分析化学 製薬学 生物薬品化学		同 左		薬化学 薬品分析学 製薬学第一 " 第二 生物薬品化学		同 左		同 左 (発足時も同左)	
2 学科 8 講座		同 左		2 学科 9 講座		同 左		同 左	
土木建築工学科	応用力学 コンクリート工学 土木構造学 交通工学 水工学 建築構造学 建築計画	同 左		(応用力学第一、第二へ) コンクリート工学 土木構造学 交通工学 水工学 建築構造学 建築計画		同 左		同 左 (発足時も同左)	
	熱工学 原動機工学 作業機械学 機械工作学	同 左		同 左		同 左		同 左 (発足時も同左)	
採鉱冶金学科	金属採鉱学 石炭採鉱学 選鉱学 非鉄冶金学 鉄冶金学 金属工学	同 左		同 左		同 左		同 左 (発足時も同左)	
電気工学科	電気理論 電気機器 電力工学 電気応用 通信工学	同 左		同 左		同 左		同 左 (発足時も同左)	
工業化学科	工業化学第一(無機) " 第二(有機) " 第三 (高分子化学) 化学工業 → 化学工学	同 左 " "		同 左		同 左		同 左 (発足時も同左)	
/		/		応用力学教室	応用力学第一 " 第二	同 左		共通講座	同 左 (発足時も同左)
5 学科 26 講座		同 左		5 学科 27 講座		同 左		同 左	

		1 案	2 案	3 案	4 案	5 案
		S 22.12.7 (熊日)	S 23.2.25	S 23.3.25	S 23.5.6	S 23.6.1 (付申請書)
		総合大学設置大綱	広本教授メモ	医科大学切換要綱	設置要項	設置要項第一案
理 学 部	数学科	4 講座		4 講座	6 講座	解析学第一 " 第二 代数学 幾何学
	物理学科	5 " (講座名は不明)	(学科・講座名は不明)	4 " (講座名は不明)	6 " (講座名は不明)	物理学第一 " 第二 " 第三 " 第四 (理論物理学)
	化学科	5 " (講座名は不明)	(学科・講座名は不明)	4 " (講座名は不明)	6 " (講座名は不明)	化学第一(物理化学) " 第二(無機 ") " 第三(有機 ") " 第四(分析 ")
	地学科	3 " (講座名は不明)	(学科・講座名は不明)	3 " (講座名は不明)	地質学 5 " (講座名は不明)	地質学第一 (地質学) " 第二 (鉱物学)
	生物学科	4 " (講座名は不明)	(学科・講座名は不明)	4 " (講座名は不明)	4 " (講座名は不明)	生物学第一 " 第二 " 第三
計	5学科 21講座	19 講座	5学科 19講座	5学科 27講座	5学科 17講座	
備考						
医 学 部	(講座名は不明)	(講座名は不明)	解剖学(2講座) 病理学(") 生理学(") 生化学 薬理学(2講座) 微生物学 衛生学 公衆衛生学 法医学 内科学(2講座) 外科学(") 整形外科学 小児科学 産婦人科学 皮膚科学 泌尿器科学 眼科学 神経精神科学 耳鼻咽喉科学 放射線治療科学 歯科学 寄生虫学	同 左	解剖学第一 " 第二 生理学 生化学 病理学 薬理学第一 " 第二 微生物学 衛生学 公衆衛生学 寄生虫病学 法医学 内科学第一 " 第二 神経精神科学 小児科学 外科学第一 " 第二 整形外科学 産婦人科学 皮膚泌尿器科学 耳鼻咽喉科学 眼科学 放射線治療科学 体育学	
	計	体研を含めて32講座	23 講座	28 講座	28 講座	25 講座
備考						

6 案	7 案	8 案	9 案	10 案
S 23.6.22	S 23.7.8	S 23.10.18	S 23.12	S 24.1
申請書第二案「設置概要」	設置要項第三案	申請書補遺第三案修正分	設置要項第四案	設置計画書
数学第一（解析学） 〃 第二（代数学） 〃 第三（幾何学）	同 左	数学第一 〃 第二 〃 第三 〃 第四	同 左	同 左 (発足時も同左)
物理学第一 〃 第二 〃 第三	同 左	同 左	同 左	同 左 (発足時も同左)
化学第一 〃 第二 〃 第三	同 左	同 左	同 左	同 左 (発足時も同左)
地質学 鉱物学	同 左	同 左	同 左	同 左 (発足時においては) 地質学を地学第一 に、鉱物学を地学 第二に改称
生物学第一 〃 第二	同 左	同 左	同 左	同 左
5学科 13講座	同 左	5学科 14講座	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
(体育学削除)				(発足時において) は放射線医学と 改称
24 講座	同 左	同 左	同 左	同 左

各学部の内容について詳細にわかる最初のものである。(変遷表参照)

各学部の講座増設希望は、一方で医大と薬専との対立を引き起したと思われるが、各校教職員代表、生徒、期成会関係者を一丸とした東京、南九州、地元熊本を一体とする総合大学誘致運動の展開の中で、この拡大案が東京にもたらされ、文部省との具体的な交渉が行われた。

4月に入り教養に関する設置案の作成が本格化すると同時に、師範関係者に対して総合大学への参加提案がなされていたらしく、広本メモによると4月15日の頃に「師範は教育学部としてでなければ単独で行くとのこと」という記入がみえている。

一方、文部省との交渉において(3)案縮小の指示があったとみえて、広本メモには4月16日「工専委員会、31講座を確定」とあり、さらに5月6日に文部省で熊本大学との「単独会見」と記されているから、この会見において医学部28、工学部31、薬学部12、理学部27、人文37の(4)案が交渉されたのであろう。この(4)案に相当するものとして23年5月6日付の「設置要項」があるが、これによると(3)案まで法文学部となっていた名称が「人文学部」と改称されており、3月から4月にかけての文部省との交渉中に、講座数の縮小と共に学部名の変更も指示されたものと思われる。

23年3月上旬より4月下旬まで約2か月にわたって、東京においてくり広げられた誘致運動の、最後の一団が帰熊したのは5月11日であった。当時の新聞にそれまでの運動経過と今後の見通しについて、次のように伝えている。

熊本総合大学設置運動に上京した光島県学務課長、竹屋医大、山田五高、広本工専、加来薬専、葛谷師範の各教授一行は期成会をつくって最後の計画案を持って猛運動をつづけ11日帰った。つぎは光島課長が語る運動経過と見通し地元の案に対し文部省では『科目(講座)をへらして教授や助教授を少くした方がよい。医学部の講座が多すぎる。優秀な教授をうるためにも学部の廃合が必要。校舎が足らず、設備が不十分だ。県と市の積極的援助が必要である』と要請し、同省は講座として医学部(現在の医大)、理学部(同医大の一部)、薬学部(同薬専)、工学部(工専)、人文部(同五高)、学芸部(同師範、青師)の6部が示された。このため地元では講座案を中心に予算、校舎、土地の利用および人事、施設など早急に実施策をまとめて出す必要がある。しかし予算関係で大蔵省にかなり難色があるので楽観はできない。(「西日本新聞」昭23.5.12)

この記事の中で注目されるのは、(1)上京団の中に師範代表者が含まれていることと、(2)文部省が提示した学部構成が医学、理学、薬学、工学、人文、学芸の6学部であったこと、(3)今後の見通しについて地元で早急に実施準備委員会と専門分科会を作り、文部省と講座を中心に予算、校舎、土地利用、人事、施設など実施策をまとめなければならないとしていることである。

まず(1)についてであるが、師範学校関係者の間では、師範大学から教育大学へと単科大学昇格運動が進められており、特に後者については22年11月7日に「熊本教育大学設置準備委員会」が結成され、23年4月頃までには教科課程、教育組織案を作成していた。ところが4月上旬頃から熊本教育大学を熊本総合大学に合流するようとの本省の意向があり、総合大学期成会の動きもそうだったので、4月17日準備理事会を開催して、単独で行くか、総合大学の教

育学部として行くかを協議した。その結果「熊本総合大学に参加決定、之に伴う予算も原案通り可決した」(『師範学校史』53頁)というから、3月から4月にかけて行われた東京方面における誘致運動の、その最後の時期に師範関係者も参加することになったのであろう。

(2)の文部省が提案したという6学部のうち、医学部、理学部、薬学部、工学部、人文(法文)学部の5学部は、総合大学発足時から決っていた学部構成であったが、最後の学芸学部については戦後の師範教育刷新の論議の中で、教員養成は大学で行う、という原則と共に教育刷新委員会が提出した建議の中に「学芸大学構想」というものがあったことと関連しているこの建議が行われたのは昭和22年11月6日であったが、この方針が文部省側から熊大側に「学芸学部案」として示されたのであろう。

(3)については一行が帰熊した翌5月12日、直ちに熊本大学設置準備委員会が組織された。設置準備委員会は早速実動を開始したが、特に学部、学科・講座については師範学校関係者を加えた組織委員会の審議するところであった。

広本メモによると上京した一行の報告により早速縮少案が検討され、5月17日知事以下期成会全委員出席のもと、医学部24、薬学部10、工学部31、理学部17、人文学部34、教育学部18の講座案が決定された。これが(5)案であり、この講座数に基づいて作成されたのが23年6月1日付の「設置要項第1案」である。(変遷表参照)

この間の医学部縮小の事情について鰐淵氏は「文部省との折衝中当医科大学には体質医学講座があって、これを合わせると既設の大学の上に出るとの勧告に従って新規要求を控えて24講座とせざるを得なかった、そのかわり、大学として体育講座を置く時は、医学部に所属せしめる事とした」と述べているが、文部省の講座縮小方針のもとにおいては、他の学部も同様であったと思われる。

6月6日この(5)案を持って松本工専校長、吉田、広本両教授が上京し、8日に文部省側と会見した。しかし広本メモによると、「9日熊日東京支社にて組織委員会、約250名を落とさなければならぬのでなかなか話がまとまらず」とあるから、文部省との接衝ではまたもや講座数について大幅な削減を要求されたものと思われる。

一行は6月16日に帰熊し、21日の組織委員会において教養科目の整理をし、翌22日の各校長会において、医学部24、工学部26、薬学部8、理学部13、人文学部21、教育学部17の講座案が決定された。これが(6)案であり、この講座案によって6月22日付の「設置要項第2案」が作成され、橋爪設置準備事務局長、鰐淵、銅直、吉田、葛谷、高野、藤田の諸氏が再度上京することになった。6月30日文部省と折衝を行った結果、この(6)案の線で大体の承認を得たという。

この一行が帰熊したのは7月5日であるが、広本メモによると出揃った書類のうち人文、教育両学部の書類が不備であったため、8日葛谷、山田、鰐淵、田宮、広本の諸氏がこの件について話し合い、この時人文学部17、教育学部20に講座数を変更して「設置要項第3案」が作成された。これが(7)案であり、7月10日文部省との交渉のため、期成会の高野主事が整備した書類持参のうえ上京した。

ところがその後、またもや五高竹内校長や組織委員から人文学部の外国語講座増加に関する話が持ち上がり、8月26日の大学準備委員会において「明後日より大挙上京して、他大学と比較して出来るところから講座を増加してもらおうべく努力する」ということになった。8月26日に上京した一行は30日に文部省を訪れ、工学部1, 薬学部1, 理学部1, 人文学部4, 教育学部3講座を増設したい旨交渉した。この案が文部省で認められたため、翌日より書類訂正にとりかかり、文部省の守衛室で申請書の書き直しを行ったうえ、9月6日に完成した申請書を大学課に納入したという。この時の一行は五高竹内、医大弘、薬専加来、五高山田、落合、工専広本の各氏および、原田薬専事務官であり、変更された講座数は、医学部24, 工学部27, 薬学部9, 理学部14, 人文学部21, 教育学部23であった。これが(8)案であり、これに基づいて作成されたのが昭和23年10月18日付「申請書補遺第3案」である。(変遷表参照)

この中で注目すべきは、先に法文学部より変更された人文学部の名称がまたもや以前の法文学部に変更されていることである。そして法文学部文学科は第(7)案5講座から外国語関係が4講座増されて、(8)案では9講座となったのである。その後各学部内の学科組織については多少の変更を見たが、この(8)案の学部、学科・講座編成が大学設置委員会の実地調査を受けて最終的な熊大の組織編成となったのである。

(2) 熊本大学設置要項

以上のような経過を経て、最終的に出来上がったのが「設置要項第4案」であった。いまその主な項目をあげると次のようになっている。

熊本大学設置要項

4. 校地 総坪数 260,956坪
5. 校舎等建物 総坪数 47,642坪
6. 図書標本、機械器具等施設概要

図書冊数

学部別	一般教養図書	専門図書
医学部	4,396	30,557
工学部	4,190	35,543
薬学部	2,195	5,138
理学部	9,787	15,419
法文学部	15,771	41,246
教育学部	4,943	35,068
計	40,982	162,971

標本機械器具点数

学部別	標本	機械	器具
医学部	1,580	学部 病院	3,260 3,521
工学部	1,513		422 1,690
薬学部	10		20,087 13,256
理学部	2,707		325 2,198
法文学部	27		3,879 8,395
			84 5,645

学部別	標本	機械	器具
教育学部	4,159	2,640	14,731
体質医学研究所	46	272	279
計	10,042	34,068	46,616

上の表は単に現有数を表したものであって、図書については、各学部共今後十分に拡充整備の必要を認めるとともに、本部附属の中央図書館を新に設置の計画である。

標本機械器具については、各学部共拡充整備を計画し、完成年度迄には一応の完備に至る予定である。

7. 学部及び学科の組織並びに附属施設

大学は学部、大学院及び附属施設よりなる。

(1) 学部

医学部 (熊本医科大学)		24講座
附属施設		
附属施設		
厚生女学部		
工学部 (熊本工業専門学校)	5学科	27講座
薬学部 (熊本薬学部専門学校)	2学科	9講座
理学部 (熊本工業専門学校 第五高等学校)	5学科	14講座
法文学部 (第五高等学校)	4学科	21講座
教育学部 (熊本師範学校 熊本青年師範学校)	3部	23講座
附属学校 (中学部・小学部・幼稚園)		

(2) 大学院

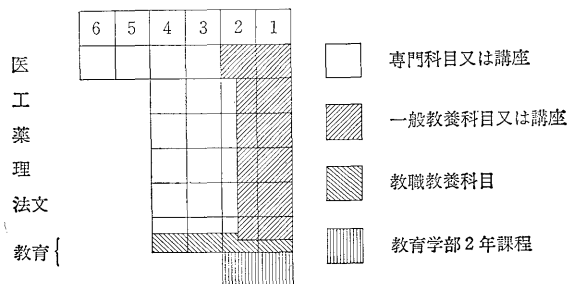
(3) 附属施設 体質医学研究所、図書館 4講座

9. 履修方法及び学位授与概要

医学部に於ては大学の一般教養課程について医学に必要な単位数を獲得せる者に、4年間専門科目、又は講座を履修せしめる。

工、薬、理、法文学部に於ては、前の2年間に一般教養科目又は講座を履修せしめ、後の2年間に専門科目、又は講座を履修せしめる。但し第2学年より専門科目を加える。

教育学部に於ては次のようにする。即ち4年課程の者については、一般教養科目を前の2年間に於て履修せしめ、教職教養科目中その基礎的実的なものの一部分を第1学年に履修せしめ、第2



学年以後、専門教養科目及教職教養科目との大部分を履修せしめる。2年課程の者については、一般教養科目は第1学年に於てその全部を履修せしめ、専門教養科目及び教職教養科目は第1学年にその一部分を、第2学年に於てその大部分を履修せしめる。

大学院に修士（仮称）の学位を与える課程と、博士の学位を与える課程とを置く。

修士の学位を得んとするものは、1ヶ年以上在学し、専攻科目について履修し、且つ研究論文を提出しなければならない。

博士の学位を得んとするものは3ヶ年以上在学し、専攻科目について履修し、独創的研究に基づく研究論文を提出し、且最終試験を受けなければならない。

10. 教員組織概要

区 分	総 長	教 授	助教授	附属学校 2級教官	同 3級教官	助 手	技 官	事務官	備 考
大 学 本 部	1	—	—	—	—	—	3	21	(1)兼担
医 学 部	—	24	24	—	—	60	19	17	
工 学 部	—	27	27	—	—	17	—	9	
薬 学 部	—	8(1)	9	—	—	6	—	6	
理 学 部	—	14	25	—	—	10	—	7	
法 文 学 部	—	21	28	—	—	6	—	8	
教 育 学 部	—	21	46	4	40	13	—	13	
体質医学研究所	—	4	4	—	—	9	—	1	
附 属 図 書 館	—	—	—	—	—	—	—	3	
附 属 厚 生 女 学 部	—	—	—	(未定)	(未定)	—	—	1	
計	1	119(1)	163	4	40	121	22	86	

11. 学部及び学科別学生定員

学 部 別	学 科 別	収容定員	学 部 別	学 科 別	収容定員
医 学 部		320人	理 学 部	化 学 科	60
工 学 部		800		生 物 学 科	120
	土 木 建 築 工 学 科	220		地 学 科	40
	機 械 工 学 科	120	法 文 学 部		800
	採 鉱 冶 金 学 科	160		法 学 科	400
	電 気 工 学 科	180		哲 学 科	100
	工 業 化 学 科	120		史 学 科	100
		文 学 科		200	
薬 学 部	薬 剤 学 科	160	教 育 学 部		1,280
	製 薬 学 科	160		4 年 課 程	640
理 学 部		360		2 年 課 程	640
	数 学 科	80	計		3,880人
	物 理 学 科	60			

(3) 設置認可申請書における将来構想

さらにまた、先に提出された『熊本大学設置認可申請書』の中には「将来計画の概要」という項目が付されているのであるが、ここに提示された各学部の将来構想は次のようなものであった。

将来計画の概要

各学部を通ずるもの

1. 各学部大学院の設置
2. 総合運動場の設置
3. 農学部の増設

医 学 部

1. 生理学第二, 病理学第二, 脳神経外科, 内科第三, 泌尿器科学及び歯科学の講座増設
産婦人科学講座の分離
2. 戦災復旧計画の実施
3. 体育施設の充実
4. 学生生徒施設の整備

工 学 部

1. 建築意匠, 探鉱学, 原動機工学第二, 電気計測学, 通信工学第二, 超短波工学, 電気化学, 冶金学第四, 窯業工学, 衛生工学
農業工学及び高分子化学講座の増設
2. 工業材料研究室, 農業工学研究室を夫々研究所となし本部所属のものとする
3. 変電室及び寄宿舎の施設拡充

薬 学 部

1. 厚生化学科の新設
2. 薬化学及び製薬化学講座を有機無機に分類するため2講座増設
3. 薬学研究所の設置
4. 機械器具図書及び標本の充実

理 学 部

1. 各学科の講座増設
2. 講座増設の暁には生物学科を分離して植物学科及び動物学科とする
3. 地球科学研究所の創設
4. 校舎の増築

法 文 学 部

1. 法律学科及び経済学科の学生定員増加
2. 美学科及び仏文学科の創設
3. 教育学科を拡充し2学級程度の高等学校を附設する
4. 外国法, 刑事訴訟法, 政治史, 統計学, 東洋哲学, 宗教学, 考古学, 支那文学及び独語学講座の増設

教 育 学 部

1. 専攻科第2部の設置
2. 学科目又は講座教員の拡充
国文学, 漢文学, 外国語学, 国史学, 東洋史学, 西洋史学, 人文地理学, 物理化学, 生物学, 地学, 工芸及び書道の講座増設
3. 教育研究所の設置

4. 教育学部卒業生、第1部2年課程修了者及び現職教員の再教育機関の設置
5. 校地校舎の拡充
6. 図書標本機械器具等の充実

全体計画の中に、各学部大学院の設置と共に、(3)として農学部の増設があげられていることが注目される。この設置要望は熊本総合大学構想の発端から強く打ち出されていたものであったが、熊本大学発足時には経済的事情と適当な前身校が無かったのを理由に見送られたものである。発足後も期成会などを中心としてその増設の努力が続けられたが、県民の一番強く要望していた農学部は、終に設置されることなく今日に至っている。

かくして5月31日付法律第150号国立学校設置法によって熊本大学はその設置が認可された。それに付された条件は法文学部法学科と教育学部の教員組織の強化と、工学部以外の図書機械器具標本の充実となっていて、熊大発足後、関係学部の担当者は設備備品の充実と教授招聘に、大きな努力を払わねばならなかったのである。

第4節 開学の準備

1. 教官選考と招聘

(1) 教官選考

大学設置準備委員会では組織委員会の学部、学科講座の編成と平行して、人事委員会において教官人事の検討を行った。しかしその選考に当っては、医科大学を除いて他の前身校はその主たる任務が教育にあったので、大学教官としての研究業績が少なく、大きな困難が伴ったのである。これに加えて他の地域でも大学昇格運動が激しく展開されていた結果、少数の研究者に対して各大学よりの勧誘が重なり、戦後の物資不足と経済事情悪化の中で新設の講座の教官招聘は非常に難しい状態であった。

さて本学教官資格審査の最初の審査結果が伝えられたのは昭和23年9月頃であった。その時の審査状況については期成会関係の書類の中に何も残されていないが、当時人事委員であった大原英一教授によると、「理学部では古い人達が皆落ちてしまい、その人達の書類を調整し直して再審査を受けた」という。他の学部についても同じ状態であったのだろう。

昭和23年12月25日、文部省より人事関係書類の追加、修正について24年1月17日の専門分科会に間に合うようにとの連絡があった。この時同封されていたのが、次の大学設置委員会における教授の審査要項である。

大学基準運用要項

- 四 その次に左の各項を加えて運用する(大学基準)。その際教授の資格については次の各項による
- イ 学位を有するもの
 - ロ 研究業績のあるもの

- ハ 高等専門学校で3年以上教員の経験があり教授上・学問上の実績がある者
- ニ 学術、技能に秀でて教育に経験ある者

一方本学における教官選考は昭和23年11月末現在次の通りであり、表中交渉中というものが多く、各学部とも教官選考が難行していることが窺われる。特に法文と教育は熊大発足後まで、この問題に悩まされることになった。

教官選定現況調

11月末現在

部 名	定 員	決 定 数	同意書受領数	交 渉 数	未決定数	
医 学 部	教 授	24	24			
	助 教 授	24	24			
	助 手	60	60			
工 学 部	教 授	27	15	10	12	0
	助 教 授	27	23	23	4	0
	助 手	17	15	15	2	0
薬 学 部	教 授	8(1)	6	4(1)	2	0
	助 教 授	9	9	9	0	0
	助 手	6	5	5	0	1
理 学 部	教 授	14	12	12	2	0
	助 教 授	25	20	20	5	0
	助 手	10				
法 文 学 部	教 授	21	13	13	8	0
	助 教 授	28	28	27	1	0
	助 手	6				
教 育 学 部	教 授	21	7	7	14	0
	助 教 授	46	45	40	0	1
	助 手	13	9	9	2	2
計	教 授	115(1)	77	46(1)	38	0
	助 教 授	159	145	119	10	1
	助 手	112	89	29	4	3

先の通達をうけて、翌24年1月早々から人事委員会が開かれた。広本メモによって、人事書類提出の経緯を見てみると、まず工専では6日理系の教官の業績に関する書類をまとめ、8日に人事委員会が開かれ、10日に今回持参すべき書類が集り、11日に広本教授と落合氏が先に上京、13日より個人調を整理し、14日文部省へ教育学部の書類を提出す。16日竹内、樋口、松本、落合、広本の各氏、早大教授内藤多仲氏（大学設置審議会委員で熊大担当主査であった）宅を訪問し、種々の注意をうける。17日に文部省へ追審再審の書類を提出し、午後教育学部の予定表を作成し、内藤氏に届ける。18日鱒淵氏東京着、20日文部省にて鱒淵、弘両の両氏に広本氏より経過報告、人事審査の結果を待つが、いまだ未整理で、法律学のみわかる。21日経済学の審査結果判明、熊日東京支社にて情報交換、続いて書類原稿を作る。22日、文部省で理学部の審査結果、続いて教育学部を調べ、内藤氏訪問。23日帰熊。2月2日工専食堂で大学準備委員会開催、上京結果の報告となっている。

教官審査状況：以上のような経過を経て24年5月31日熊大は発足したのであるが、24年8月2日付の「(判定符号付)理学部教員予定表」(大原英一氏所蔵)によって、再審査の様子を見てみると、

教授	申請数	14	合格数	13	不合格	1
助教授	申請数	23	合格数	17	不合格	6

となっており、その結果認可された教官は教授13、助教授18、講師6という構成であった。申請の理学部教官総数37、うち合格者30、不合格7であったが、助教授として申請されたもののうち6名は講師として認可されるという厳しいものであった。

他学部については見体的な審査資料が無いので何ともいえないが、教育学部については、

教授	申請数	12	合格数	5	不合格	7
助教授	申請数	46	合格数	36	不合格	10
申請総数	58	合格者	41			

という数字があげられている(海後宗臣『戦後日本の教育改革8 教員養成』P 96、「新制大学学芸学部(または教育学部)教官の審査状況」)。設置認可の際、設置条件として付された4項目のうち、

- (一) 法文学部法学科の教官組織は半年以内に定員の半数以上を充たすこと
- (二) 教育学部の教授を強化すること

2項目までが教官組織に関するものであったことを考え合わせると、この両学部を筆頭に各学部ともかなり厳しい審査結果であったと思われる。

(2) 教官招聘

かくして9月1日の入学式を迎え、5日頃から一般教養の授業が工学部、薬学部は工専校舎で、法文学部、理学部、教育学部は五高校舎で開始されることになったが、この月まで文部省より教官人事の発令がなく、熊大発足からその授業開始が危ぶまれるという状態であった。「朝日新聞」昭24. 9. 1) 当時の新聞は「大学側ではとりあえず旧制高専の教授に委嘱、準備の整った学科から順次授業を始めることになったが、当初1年半の教養学科はこれまでの大学になかった全く新しい課程であるだけにスタートから種々の疑問が生じ教授達をまごつかせている」と報じている。「熊日新聞」昭24. 9. 7) 文部省から第1次の正式辞令が届いたのは同年9月末であった。

一方熊大教官達は戦災による住宅事情悪化の中で著しい住宅難に当面していた。当時の新聞はその模様を次のように伝えている。「最近の調査によると大学の各構内に居住している世帯数は教官68、事務職36で、そのほとんどが小使部屋や寮などに雑居を余儀なくされているありさまで、大学当局ではさらに県外から赴任する相当数の教授を計算に入れば最小限96棟は早急に準備されねばならない、と目下期成会内募金事務局と一体となって熊本市当局に教官住宅の新設を懇請しているが、市側では本年度の割当募金額469万を含んだ1千万円で整備したいといっているもののまだ具体化するまでには至っていない。」(「熊日新聞」昭24. 9. 14)

この情況はその後増々悪化し続け、「熊本大学の教授、助教授、講師など先生方はその大部分が家に困って学内に居住、今では100世帯に及んでいる。学内居住は法律で禁止されているものの、新に赴任して来る先生に家のあろうはずはなく、やむなく一時学内に居住することになり、そのまま居ついでしまうのが真相」という状態であった。（「朝日新聞」昭27. 10. 24）

2. 学 長 選 考

熊本大学設置準備委員会では教官選考と共に学長選考を進めていたが、その第1候補としてあげられていたのは元台北大学総長で当時福岡に在任していた安藤一雄氏であった。広本メモによると昭和23年9月22日の設置準備委員会において、「迂余曲折の結果安藤一雄氏を推薦することになる」とあり、9月中旬に広本教授や各校長が福岡の安藤氏を訪問し、その旨の交渉を行った。一方薬学部の加来天民教授らは、元北京医学院長永井潜氏に対して学長就任の説得を行っていた。

昭和23年11月1日、文部省より新制大学学長推薦について正式の通知があった。これに対して本学設置準備委員会は学長第1候補として先の安藤一雄氏を、第2候補として永井潜氏を、そして第3候補者として鰐淵健之医科大学長を推薦することになった。ところが文部省の審査において先の2名が学長候補として不相当とされた。それは安藤氏が北九州大学総長に決定していたことと、大学設置特別委員会の規定により70才以上の者は新制大学学長として不可とされていたため、永井氏は年令上パスしなかったからである。したがって熊大側からの推薦順序で行くならば、この時第3候補であった鰐淵教授が学長として当然浮び上がるはずであった。

しかるに文部省側は新たに学長候補として元東大理学部長であった寺沢寛一氏を推薦したため、早速交渉が行われたが、寺沢氏の就職先であった電波大学からの猛反対により、学長就任者の見込がないまま、24年5月31日大学設置認可を迎えることになってしまった。本学では当分の間学長代理を置くこととし、5月31日熊本大学設置準備委員長であった鰐淵健之教授が学長事務取扱として発令された。

学長未決定のまま9月1日第1回入学式を終えた学内では、学長候補推薦問題が本格的に取り上げられることになった。先の学長候補者が実現不可能となった後、次に候補者として浮かび上がったのは、本県出身者で元明治大学総長であった近藤民雄氏であった。鰐淵学長事務取扱は入学式を済ませると直ちに上京し、文部省と在京先輩に近藤氏の学長就任を要請した。ところが近藤氏は顧問弁護士の仕事が忙しいとの理由により、学長就任を辞退した。この事態を前にして文部省では鰐淵教授の学長就任を希望し、先の近藤氏はじめ在京有力者達が説得に当たったが、鰐淵教授はすでに述べたように第3候補者推薦以来のいきさつもあり、学究として身を処したいとの理由をあげて、この申し出を断った。（「熊日新聞」昭24. 9. 28, 昭54. 8. 14）

これに対して10月17日付の「熊日新聞」は、早く熊大学長を決めるべきでその候補者として鰐淵氏を推す、という主旨の社説を掲げ、学長問題の早期解決を訴えた。当時学長問題は単な

る学内問題ではなく、期成会関係者をはじめ県民あげての大学誘致運動を背景にしており、学外者の関心や発言も大きかったのである。

10月24日、文部省より熊大各学部長宛に鱷淵氏推薦について意見を求めてきたが、これに対して各学部選考委員（各学部長）の間では前九大学長であった奥田謙氏の学長推薦を進める動きが行われており、11月15日の開学記念式典にも熊大大学長問題は未解決のままであった。

さて学内では難行している学長問題を解決するため、11月24日大学協議会が開催された。各学部より学部長を含む3名の協議委員が集って話し合った結果、学長選考は学内公選によるものとし、来月早々全学の投票を行うことが決定され、美作事務局長が上京して文部省にこの旨を具申することになった。

ところがこの決定に対して熊大教職員組合は教授と2級事務官のみで学長候補の最終決定を行うやり方は非民主的であるし、大学側に申し入を行うことになった。さらに医学部においてもこの選挙要項に対しては修正案が提出され、もし大学側がこれを否決したり無視した場合は全員選挙を拒否することが決定された。医学部では大学機構の半数を占める医学部を無視して学長公選案が決定されたことに対する不満が強かったのである。

学内において学長公選案をめぐる紛糾が続いていた時、文部省に公選案を具申するため上京していた美作事務局長が12月2日に帰熊した。美作氏の報告した文部省の見解は次のようなものであった。

さる10月各学部長あてに提示した鱷淵学長事務取扱の学長就任を認めるかどうかをまず回答すべきで、そのための手段として選挙によってその賛否を決定するのなら認められるが、そうでない公選や旧制大学のような選出法で問うことは認め難い。（「西日本新聞」昭24.12.3）

このため学長公選問題は一応白紙にもどってしまい、12月3日の協議委員会において吉田工学部長より妥協案として学長候補資格者を選出する選挙方法が提案された。これに対して各学部において協議が行われた結果、学内公選に反対し協議委員会で推薦したいとする薬学部を除いて、他の5学部はこの吉田工学部長の提案に賛成の意向を示した。

ところがこの案に対して、今度は期成会側の学長選考委員長であった桜井県知事から異論が提出され、「順序としてまず学長選考委員会で協議するのが筋ではないか」という申し入れが行われた。このため12月12日に学内公選となっていた学長選考は、またもや紛糾することになった。12月10日大学協議会が開かれた結果、早急に学長選考委員会を開くことが決定された。これに伴って、12日の学内選挙問題は一応保留されることになった。

さて知事、副知事、市長その他学外関係者を含む学長選考委員会が組織されたのは24年8月5日であった。第1回目の学長候補であった安藤氏や永井氏の就任が文部省の審査に不可となった後である。この学外選考委員と大学側委員との話し合いは、12月19日に開催されることになった。その間12月18日の毎日新聞紙上に市内有識者による学長問題についての意見が掲載された。それによると、「学内公選には異論はないが大学の未完成の段階では一応選考委員会に任せ次期学長を学内公選で決めればよい」、「中央の大物を引っ張り出そうとしてもよほど

優遇しない限り無理であるから地元の適当な人物を満場一致で決めること」、「学内外や土地の事情に通じた人物をまず素直な気持で決めこれを盛り立てること」、などの意見が見えており地元の有識者の中に、中央からの大物学長の招聘が現実問題として困難であり、地元の人物から選出するようとの見解が強まっていたことが窺える。

12月19日の学長選考委員会においては、満場一致で鰐淵教授を初代学長候補に推すことが決定された。この決定に対して各学部の反応はまちまちであったが、医学部では12月22日に教授会を開き、全員鰐淵氏を学長候補として了承するように要請し、学内公選は行わないことになった。教育学部では21日選考委員会の決定とは別に学内投票を行い、鰐淵氏53票、奥田前九大学長2票、無効4票の結果を得、鰐淵教授の推薦を認めることになった。

他学部ではこれを不満とする声もあったが、全体として鰐淵教授の推薦の意向が固まり、24年12月末ようやく文部省に対して学長候補として推薦することになった。かくして鰐淵学長事務取扱は翌25年1月18日付の文部辞令によって、正式に熊大初代学長に任命された。

3. 学部長選考

23年11月1日、文部省学校教育局より新制大学の学長、学部長について審査するので11月20日までに旧制の大学予科、高等学校、専門学校、教員養成諸学校の長、部長（師範）について申請書類を出すべき旨、通達があった。

熊本大学は医科大学より医学部、薬学専門学校より薬学部、工専より工学部、五高から法文と理学部、師範と青年師範より教育学部の6学部構成で設置認可申請を行っていたので、各前身校の校長だけでは学部長候補が1名足りなかった。23年11月1日現在の各校校長は、医科大学長が鰐淵健之、薬専校長が藤田穆、工専校長が松本唯一、五高校長が竹内良三郎、熊本師範学校長が銅直勇、青年師範学校長は銅直勇（兼任）であったが、この中で熊本大学の初代学部長に就任したのは鰐淵、藤田、松本の3氏だけであった。但し藤田氏のみが前身校よりそのまま初代学部長に就任しただけで、鰐淵、松本両氏の場合事情は少し複雑であった。以下、薬学部以外の学部長就任までの事情を述べておく。

医学部：医科大学鰐淵学長は、23年11月1日付文書による学長、学部長推薦に際して、医学部長候補であると同時に、3名の学長候補の1人として推薦されたことから、その後難行した学長選考問題の渦中において、熊大大学長事務取扱として事態の収拾に当たらねばならない立場におかれた。この間24年5月31日付で医学部長にも発令されたが、25年1月18日の初代学長就任の後、医学部では鰐淵教授の後任の学部長選出が行なわれることになった。1月25日に佐々木宗一教授が選出され、25年2月15日付で鰐淵教授にかわって2代目学部長に就任したのである。

理学部：次に工専松本唯一校長であるが、24年5月31日付の発令では初代理学部長に任命された。それは、理学部が五高の理系と工専の基礎学科から講座が編成され、松本教授は専門

が地質学であり、特に火山研究を専門としていたため、理学部地学科の教授として工専より転属することになったためである。工専校長であった松本教授が新しく移った理学部の初代部長に就任したことは、初代学部長選考のやり方としては当然であったが、松本教授にとって理学部への移動は、発足した熊大の中で最も施設、設備、研究標本の完備していた工学部から、最も未整備の学部への転属を意味したのである。従って発足した熊大の中で大きな問題となったものの1つが、理学部、工学部間の施設・研究設備をめぐる対立であった。

工学部：5月31日付で初代学部長に発令されたのは吉田弥七教授であった。この間の事情について、広本メモによると、23年10月28日に「吉田、大原、落合と理学部の件を話し合う」とあるから、松本工専校長の理学部長候補が決まるこの前後から、工学部長候補についても話し合われていたと思われる。この吉田教授は戦後社会党の熊本県組織と関連を有し、熊本市長選に立候補するなどの特異な経歴を持っていた。

様々な沿革と伝統を持つ各学校がともかくも一つの大学としてまとまったが、発足後の学部長会議は、各学部の内部事情と思惑を背景にしており、深夜まで激論が続くこともしばしばであったという。この中で最も目立つ言動を行ったのが吉田部長であった。この吉田部長に対しては工学部内でも批判的空氣が強かったものと見えて、部長就任後2年あまり26年5月中旬に開かれた教授会で大多数の教授から吉田部長の学部運営について不信任が表明される事態となった。吉田部長は不信任決議を受けた後もなおその職にとどまったが、鱈淵学長らが説得、9月15日にいたり辞表を提出した（「熊日新聞」昭26. 9. 16）。かくして官選の吉田学部長は26年10月1日付で、柳本武教授にその部長の任を譲ったのである。（「熊日新聞」昭26. 9. 16, 「西日本新聞」9・20）

法文学部：そもそも総合大学誘致運動が22年頃から起った時点で、最も積極的だった関係者の一人は、五高の本島一郎校長であったという。同氏は五高就任以前、新潟医科大学の学長を努めた経歴をもち、昭和19年9月に五高校長として着任、戦後に至っていた。関係者の間では熊本総合大学初代学長にと考えていた向きもあったようだが、誘致運動が本格化して熊大設置準備委員会が発足した直後、23年5月31日付で突然その職を解かれ、後任として竹内良三郎が任命された。以後竹内は五高校長として法文学部の創設に尽力するのであるが、当時を知る関係者の話によると講座編成に関する文部省との交渉において五高内の教官の意向との食い違いが生じていたらしく、熊大の正式認可を待つことなく就任後1年も満たず転出してしまった。このような事態に陥り込んだ法文学部では学部発足に当って正式の部長の発令が行なわれず、学部長事務取扱として河瀬嘉一五高教授が任命されることになった。

学部長不在のまま半年余り経った法文では、24年12月に入り正式の学部長を決めるべく、学部教官公選の上推薦することになった。立候補者は新たに国史科教授として招聘された原田敏明教授のみとなり、12月21日の教官会議において満場一致で推薦することになった。しかし学部から推薦後、手続上の理由によりその任命が遅れ、正式に原田教授が学部長として発令されたのは25年5月10日であった。

教育学部：教育学部では最も有力な学部長候補者であった師範学校長銅直勇が熊大発足直前に転出するという事になったため、後任の学部長候補をめぐって学部内が混乱に陥ってしまった。

そもそも教育学部は師範学校男子部・女子部と青年師範の再編・統合されたものであった。したがってその内部には3系列の出身の教官があり、その統合をめぐって最も深刻な人事問題がからんでいた。特に男子部と女子部が激しく対立し、学部長候補者推薦問題に対しても両者が相譲らず、いずれの部長にも決定することができないという状態であった。したがって大学発足時までに学部長候補が決らず、これに対して鰐淵学長事務取扱が24年6月12日付で教育学部事務取扱に任命されるという、不測の事態で教育学部は出発することになった。以後教育学部は1年8か月余り、学部長の空白が続き、正式の部長が任命されたのは26年1月31日であった。

この間、24年11月3日付「朝日」によると、広島文理大学古賀行義教授に部長就任を交渉したが正式に断われたという。これに対して教育学部教職員代表は、11月2日鰐淵学長事務取扱に専任教育学部長の早期決定を申入れるとともに、学内において師範学校、新制大学全教官会議を開いて12月27日学部長候補者選考方法審議委員会を組織し、学部長候補の選考方法について検討した。その結果25年1月の選考委員会において、現職の大学教授がその経歴を有し、本学部で講座を担当する者という条件で候補者を推薦し、文部省と交渉することが決定された。その後学内措置として2月1日付で山下重輔教授が「教育学部長事務取扱に差支えある場合の代理人」に命ぜられた。

一方文部省でも数人の候補者を立て交渉を進めていたが、25年12月になって元広島高等学校長であった内藤匡教授を推薦し、学部にも同意を求めてきた。学部側ではこれを了承した結果、翌26年1月31日付で内藤教授が初代教育学部長として正式に任命された。

4. 運営機関の設置

(1) 協議委員会

熊大発足後、学内最高の議決機関として設置されたのが、この協議委員会であった。『協議会記録』によると、昭和24年6月30日開催の熊大設置準備委員会において協議委員会規則が承認されたが、協議会成立までは緊急を要する事項は学部長のみをもって処理することとされた。7月6日の学部長会議において、学部教授の発令があって完全に協議会が成立するまでは学長、学部長、各学部関係教官2名及び事務局長、厚生補導部長を以て組織する委員会をもって協議会に代えることが決定され、7月13日工学部会議室において熊大協議委員会の初会合が開かれた。席上委員会要項作成が話し合われ、24年7月13日付で次のように決定された。

(目的) 熊本大学の運営に関する左記事項を協議する

1. 学科並びに講座に関する事項

2. 重要な人事に関する事項
3. 大学部内の重要規制
4. 施設及び予算に関する重要な事項
5. その他大学の運営に関する事項

(委員) 学長, 各学部長, 教授(又は助教授)各学部2名, 学生部長, 事務局長.

協議委員会はその目的, 構成員から見られるとおり, 熊大発足に際して学内の最重要事項を一括審議するために設けられた最高議決機関であり, これが後に評議会として官制化されることになったのである。

24年8月2日開催の協議委員会において, 四つの部会を設けることが決定された。その一つは教務委員会であり, 新制大学教務に関する事項, 特に差当り一般教養の問題を審議するものとされ, 各学部より教務委員1人, 一般教養研究協議会の出席者及び学生部長を以て構成されることになり, 委員長は松本理学部長であった。第2は施設委員会であり, 大学の特に寄付金による重要施設の計画, 教室・寄宿舎の企画配分等につき審議することになり, 各学部正副委員2名をもって構成され, 委員長は吉田工学部長であった。第3は学生部準備委員会であり, 学生部に関する機構等を立案審議することとなり, 協議委員中各学部関係委員1名をもって構成され, 委員長は学生部長であった。第4は教育学部2年課程教務委員会であり, 第1の教務委員会とは別個に, 山下重輔教授を委員長として組織されることになった。

翌25年1月25日の委員会において, 難行していた初代学長に鱈淵教授が就任し, その発令挨拶が行われたのに続いて, 委員会の構成につき病院長, 図書館長, 研究所長の各部局長を加えることが決定された。6月22日, 協議委員改選について話し合いが行われ, 被選出者の資格は教授とするが法文学部は特殊性(学部内では協議委員のうち1名は助教授が選出されていた)を認める, ということになった。7月1日改選後初の委員会が開催され, 新しい協議委員会規定の検討を行う予定であったが, 事情により流会となり, 学長は引き続き部局長会議の開催を宣して, 審議を続行した。

かくして25年7月27日付で新たな「協議委員会規定」が制定施行された。先の規定と異なる点は, その構成員として学長, 学部長, 各学部教授2名, 事務局長, 学生部長の他に, 附属図書館長, 教養部主事, 医学部附属病院長, 体研所長の4者を加えた点であった。委員の任期は1年とされ, 審議事項は先の規定と同様であったが, 国の法令が整備したら解散することが明記されていた。

次いで8月2日開催の協議委員会において, 設置されることとなった施設委員会について学長より, 簡便にできるようにしたい, との申出があり, 現在の施設委員会は解散し協議委員会に小委員会を設けることとし, 委員長は学長, 委員は各学部協議委員中より1名ずつと, 本部事務局長をもって構成することが決められた。

翌26年7月21日の協議委員会において, 協議委員である学部教授2名の選出について, 法文の特殊事情を認めるか否かが再びとり上げられ, 投票の結果認めないとする者多数により, 法

文においてももう1名教授を選出することが決定された。

その後28年度に入って評議会の設置が本格化し、協議委員会は28年5月1日協議会と改称され、8月1日より評議会に切替えられることになった。

(2) 学部長会議

昭和24年度の『熊大協議会記録』には協議会記録4回に対して、10回の学部長会議が記録されている。(但し24年9月2日以降12月31日までの4ヶ月間の記録は全部抜けているので正確な開催数ではない)そして最初の記録は6月30日に開かれた学部長会議に関するものである。同日開かれた熊大設置準備委員会の記録によると、「但し協議会成立まで緊急事項は学部長のみを以て処理することとする」とあり、熊大設置認可後最も早く機能し出した協議機関であったと考えられる。その後8月25日の学部長会議において、以後「定例会議は毎週火曜日とする」と決められたが、25年以降『協議会記録』にはこの会議に関する記録は見られなくなっている。

(3) 部局長会議

この会議に関する最も早い記録は昭和25年5月30日の『理学部評議会記録』であり、部局長会議の報告が行われている。

『協議会記録』の中には部局長会議に関する議事録は何も残されていないが、7月1日開催の協議会記録の中に「引き続き部局長会議を宣す」とあるところからして、24年より発足した学部長会議、協議委員会に続いて25年度ぐらいから開催されるようになったものと思われる。

『協議会記録』に残されている「部局長会議規約」によると、その目的、構成、審議事項に関する規定は次のとおりである。

1. 部局長会議は、熊本大学に関する諸般の重要事項を審議し、各部局間の連絡調整を図るを目的とする。
2. 部局長会議は、学長、学部長、事務局長、学生部長、医学部附属病院長、附属体質医学研究所長、附属図書館長及教養部主事を以て組織する。
3. 部局長会議は左の事項を審議する。
 - (1) 協議委員会に附議する事項
 - (2) 各部局長間の連絡、調整に関する事項
 - (3) その他熊本大学に関する重要事項(後略)

その細部においては2、3の修正が行われたが、今日までこの規約に基づいて部局長会議が行われている。

5. 学生部の設置

24年7月1日の各部局係員の発令において、学生部は熊大厚生補導部として発足した。その構成は補導課と厚生課の2課より成り、各課には教務係と補導係、厚生係と保健係が置かれて

いた。

7月4日の部局長会議において厚生補導部長の選出を急ぐことが申し合わされ、7月14日各学部長及び厚生補導部長候補を推薦することになっていて法文選出委員2名による打ち合わせ会において、五高教授竹原東一氏を厚生補導部長に推すことが決定された。部長決定に伴い、早速厚生補導部の名称や機構について研究することが申し合わされた。

8月18日の協議委員会において竹原部長より、(1)各学部毎に補導委員会を作り、旧制と新制の2本建か又は1本建とする。(2)補導協議会を設置し、全般を議して運営する。(3)熊大の学生マークを考案する、などの方針が述べられた。8月31日、厚生補導部は「学生部」と改称され、同日付で初代学生部長として竹原東一教授が、教務課長として森田誠一助教授が発令された。そして9月28日補導協議会が発足した。この委員会は各学部1名宛の教授、学生部長、教務課長の8名によって構成され、必要に応じ随時開催し、学生の補導に関する基本的審議を行うこととされた。

第5節 期成会の募金と資金援助

熊本大学の発足と初期の施設充実にとって、熊本総合大学期成会の活動と援助はきわめて大きな意味をもった。その活動援助は開学2年前の昭和22年から開学後12年を経た36年10月の解散にいたる長期のものであった。しかし、ここに便宜一括してその活動の跡を記録しておく。

1. 第1期募金状況

(1) 第1回熊本総合大学期成会募金委員会

熊本総合大学期成会は昭和22年7月発足以来、誘致運動に対して県費や市費による資金援助を行っていたが、大学設置認可がいよいよ間近に迫ってきた昭和23年12月、熊本県庁内の期成会事務所では大学創設費寄付金募集の動きが本格化した。まず12月初旬、九州各県及び山口、広島、岡山、兵庫、石川、新潟、静岡、大阪の各大学予定校に対して新制大学創設に要する地元負担金、その募金計画及び方法について照会状が出され、募金委員会に先立って他大学の資料入手が行われた。そして同年12月23日、熊本総合大学創設費の募金計画を話し合うため第1回募金委員会が熊本城内医科大学本部において開催された。

熊本総合大学期成会募金委員会は、期成会会則第7条の「必要があるときは本会に委員会を設けることが出来る」の規定により設けられたものであり、その委員は次の如くであった。

委 員

委員長	熊本県知事	桜井三郎	熊本県町村会副会長	吉本利義
	熊本県副知事	橋爪清人	熊本市商工会議所会頭	大久保弘治
	熊本県総務部長	渋谷保	九州配電熊本支店長	平塚泰蔵
	熊本県財政課長	浅香弘夫	熊本日々新聞社長	野村秀雄

熊本県会議長	大久保 勢 輔	熊本日々新聞編輯局長	小 堀 周 二
熊本県会副議長	野 上 進	熊本医科大学長	鱒 淵 健 之
熊本県会議員	山 中 大 吉	第五高等学校長	竹 内 良三郎
”	大 和 忠 三	熊本工業専門学校長	松 本 唯 一
”	河 野 喜代治	熊本薬学専門学校長	藤 田 穆
熊本市長	佐 藤 真佐男	熊本師範青年師範学校長	銅 直 勇
熊本市助役	林 田 正 治	熊本工業専門学校教授	吉 田 弥 七
熊本県町村会長	井 上 健三郎		

またこの委員会に提出された創設費募金要項は次の様なものであった。

熊本総合大学創設費募金要項案

- 一. 熊本総合大学創設に要する基金募集は本要項によるものとする。本要項によって取扱える寄附金は別途計画せる創設費のみに使用するものとする。
- 二. 募金の主体は熊本総合大学期成会とする。
- 三. 募金の実行に関しては委員会に左記機構を設けて取扱ふものとする。

募金事務局

企画部 活動部 経理部

- 四. 募金の目標は第一期1億円(24年度48,350,000円 25年度25,240,000円 26年度18,880,000円 27年度7,530,000円)第二期6千万円とする。
- 五. 募金に関しては左記の方法によるものとする。
 - 一般の寄附による方法。
 - 特殊団体の寄附による方法。
 - 篤志家の寄附による方法。
 - 大学、高専卒業生の寄附による方法。
 - 大学、高専生徒の企画事業による方法。
 - 期成会の企画事業による方法。
 - 大学、高専、新制高、新制中、小学校生徒の寄附による方法。
 - 各町村の割当寄附による方法。
- 六. 寄附金は熊本市内の銀行、信託会社に於て管理せしむるものとする。
- 七. 寄附金の支出は、期成会長の決裁によって取扱われるものとする。

この中の第4項に見える募金目標額の24年から27年までの第1期1億円、28年から31年までの第2期6千万円というのは、熊本大学設置認可申請書に付された概算書の中の臨時費に計上されていた予算額であった。いま第1期計画1億円、第2期計画6千万円の予算書の内訳を示すと次のとおりである。

この様に国立大学の設置であるにもかかわらず、敗戦後の経済的困窮のさ中、その財政的基盤を全く欠いていた文部省は、大学設置を希望する地元に対して大学創設に要する一切の費用を負担させる方針をとったのであり、認可申請書の中の「熊本大学設置要項」の大学の維持経営に関する項には、「概要は国費による」とあるが、それに続いて「開設年度から完成年度までの施設及び設備のための諸経費は地元負担とする」と明記されていて、これが多額の創設費の一切を地元で負担しなければならない理由であった。

熊本総合大学臨時費（寄附金を以て整備する分）

第1期計画

区 分	予 算 額	支 出 内 訳			
		24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度
熊本総合大学	円	円	円	円	円
創 設 費	100,000,000	48,350,000	25,240,000	18,880,000	7,530,000
施 設 費	67,900,000	35,690,000	17,190,000	11,080,000	3,940,000
設 備 費	32,100,000	12,660,000	8,050,000	7,800,000	3,590,000

第2期計画

区 分	予 算 額	備 考
熊本総合大学	円	本費は昭和28年度以降支出するものとす
創 設 費	60,000,000	
施 設 費	18,900,000	
設 備 費	41,100,000	

(2) 募金計画

さて熊大創設費の募金計画であるが、第1期創設費募金目標1億円は24年から27年までの4か年にわたって次表の様に配分され、これに各年度の募金収集にかかる事務経費を加えた額が各年度の募金目標額とされた。

募金目標（23.12.27募金委員会記録による）

年 度	創 設 費	事 務 費	計
初 年 度	48,350,000 ^円	3,750,000 ^円	52,100,000 ^円
2 "	25,240,000	1,500,000	26,740,000
3 "	18,880,000	1,000,000	19,880,000
4 "	7,530,000	600,000	8,130,000
計	100,000,000	6,850,000	106,850,000

これによって初年度の目標額が創設費4835万＋事務費375万の合計5210万円と決定された。この中で事務費というのは、5分の手数料として募金団体に送る還元交付費と、事務局の職員と事務に要する事務局費と、予備費からなっていて、それぞれ125万、150万、100万円となっていた。

初 年 度 目 標 額

区 分	予 算 額	備 考
創 設 費	4,835万円	
募 金 費	125	5分の手数料として募金団体に送る
事 務 局 費	150	事務局長1名18万円,事務員5名36万円,事務費96万円
予 備 費	100	
計	5,210	

この初年度5210万円の募金は、市町村、大学高専の卒業生、篤志家、各種団体、大学高専新制高校の生徒の寄付によって集められることになり、その割当は市町村2500万、大学高専卒業

生1870万，篤志家250万，各種団体300万，大学高専新制高校生徒290万，となった。

初年度募金割当額

区 分	目 標 額
市町村の寄附	2,500万円
大学高専卒業生の寄附	1,870
篤志家の寄附	250
各種団体の寄附	300
大学高専新制高校生徒寄附	290
計	5,210

このうち、市町村2500万円の郡市別目標額は次の通りであり、市郡の世帯数と県民税によって募金額を割当てたものであった。

熊本総合大学期成会募金郡市別目標額

区 分	世帯数に対する目標額		県民税に対する目標額		募金目標額
	世帯数(要保護世帯を除)	目 標 額	昭和23年度県民税割当額	目 標 額	
熊 本 市	55,236	208万円	38,995	261万円	469万円
八 代 市	9,040	34	5,613	37	71
人 吉 市	8,775	33	4,766	32	65
荒 尾 市	10,923	41	5,042	34	75
飽 託 郡	15,139	57	9,452	63	120
宇 土 郡	26,789	108	15,429	103	211
下 益 城 郡					
玉 名 郡	26,197	99	16,458	110	209
鹿 本 郡	19,007	71	10,717	72	143
菊 地 郡	20,572	77	11,323	76	153
阿 蘇 郡	19,623	74	9,750	65	139
上 益 城 郡	20,665	78	12,596	84	162
八 代 郡	16,339	61	10,094	68	129
葦 北 郡	19,279	73	8,714	58	130
球 磨 郡	17,235	65	8,790	59	124
天 草 郡	45,504	171	19,202	128	299
計	332,323	1,250	186,941	1,250	

また大学、高専、新制高校の在學生、卒業生に対する1人当り割当は、大学、高専の在學生は1人200円、卒業生は1人500円、新制高校在學生は1人100円の個人寄付によるものとして、その募金目標額は次の様に割当てられた。

大学、高専、新制高、在學生の寄附による方法

区 分	生 徒 数	個人寄附額	計	備 考
大 学, 高 専	4,655	200円	931,000円	新入生 1,000円
新 制 高	20,091	100	1,004,550	
計	24,746	250	1,935,550	

大学、高専、卒業生の寄附による方法

区 分	卒業生数	個人寄附額	計	備 考
医 大	3,200	500 ^円	1,600,000 ^円	
五 高	14,482	500	7,241,000	
工 専	6,500	500	3,250,000	
薬 専	2,850	500	1,425,000	
師 範	10,216	500	5,108,000	
青 師	153	500	76,500	
計	37,401	3,000	18,700,500	

この時同時に大学入学者（新入生）は1人当たり1000円の寄付金と決められたが、大学発足後の26年7月10日に出された在学学生父兄に対する寄付金依頼状によると、24年度入学生父兄に対してのみ1000円以上となっており、25年以降35年までの新入生寄付金は1人2000円以上とされていた。

23年12月末の第1回募金委員会においては以上のように詳細な募金計画を立てられ、24年に入り5月13日には各学校教職員と期成会側の協議会により教職員も1人当たり300円の寄付を収集することとなったが、実際の募金活動はその当初から大いに難行したのである。

(3) 募金活動の不振とその打開策

いまその例を、24年1月10日から26年3月31日までの決算書によってみると、収入は26万184,081.20円であり、その内訳は次の如くであった。

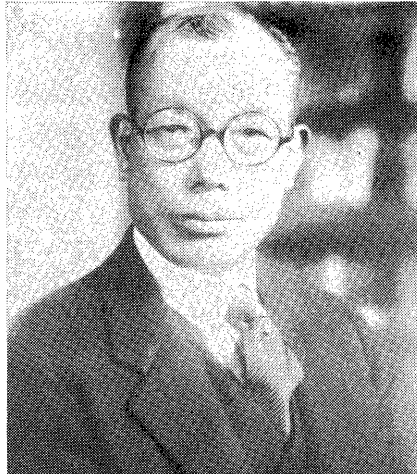
区 分	収 入	区 分	収 入
熊本市他4市12郡(25年度)	23,316,680.00 ^円	篤 志 家	117,971.20 ^円
新 制 高 校	926,117.00	海 外	1,087,350.00
大学(卒業生,在学学生,教職員)	269,000.00	預 金 利 子	269,255.00
各 種 団 体	197,708.00	計	26,184,081.20

当初の募金計画では初年度目標額は5210万円であったが、2年3ヶ月を経過した後の募金総額はその半額にも満たず、その最も大きな原因は、在学学生、卒業生からの募金の不振であった。これは期成会側と各学校側の意志疎通の欠除の面もあったようであるが、その一つに、20年7月1日の大空襲によってその施設、設備のほとんどすべてを焼失した医学部、薬学部の前身校である医科大学や薬専を中心として、戦後直ちに戦災復興が計画され、この頃までに募金運動が相当進展し、医学部の一部や薬学部では独自に施設の復旧が行われ、これとは別に期成会からの募金割当の収集活動を行うことには二重の負担であるとして難色を示していた事情があった。これに加えて五高卒業生は新制大学の設置には余り関心がなく、さらにまた各校とも戦後の混乱期のさなか卒業生の所在確認が進まず、各校の足並みは極めて消極的な様相を見せており、ただ大学学部昇格校としてその前身校の研究施設、設備の不備を自覚していた教育学部のみが、その師範学校同窓会を中心として募金活動を開始しているという状況であった。さらに経済九原則によるひきしめ政策のため、各種団体、個人からの寄付も思うに任せ

ず、これに代わるものとして立案されたのが海外移住者への募金呼びかけであった。

さて期成会募金事務局においては、元熊中校長であった福田源蔵氏が24年1月早々事務局長に就任し、期成会の県側専任として教育庁総務部学務課から期成会事務局員として派遣されていた高野作主事と共に、募金運動不振打開のため奔走することになった。

すなわち同窓生などの募金活動が思わしくない状況にあることを見た募金事務局では、その重点を市町村に移すことになった。しかしこの方法も最初は余り思わしくなかったようで、高野氏の談による



期成会募金事務局長 福田源蔵氏

と、当初募金事務局から町村に出かけて行って直接寄付を申し込んでもなかなか集まらなかったため、24年6月募金委員として各郡の町村会長を追加委嘱したのを手始めに、その年末県の出先機関である各地方事務所長に各郡割当の募金収集を依頼し、その後は地方事務所を通じて各郡割当が集金されるようになったという。このようにして寄せられた25年から35年度まで毎年の市町村よりの募金額は1億214万円にも上り、期成会募金中の大部分を占めたのである。

天野文相発言とその対応：さてこの様に募金収集が困難を極めていた昭和25年6月20日、天野文相大臣は記者会見の中で、財政難・教授陣の不足などで大学の態をなしていない地方大学は二年制に打切って、四年制の大学は従来の総合大学や設備の良い所だけに限定したい旨の改革構想を明らかにした。

これは本学関係者にも大きなショックを与え、熊大期成会募金事務局と大学側代表は7月末急遽募金促進についての話し合いを行った。その時話題に上ったのが大学発足前、県側が約束してその後税制改革などの理由によって不履行になっていた1億円の財政援助の件であった。期成会代表から県の援助を当てにしてもらっては困るとの返答でこの時はうやむやになったのであるが、その1年後26年7月11日国立大学協会会長より熊本県知事に対して、所在大学に対する財政援助を懇願する旨の依頼状が提出された。その結果県から期成会への財政援助が可能になったものと思われ、26年度の決算書には500万円(昭27. 3. 31付)の県からの寄付が記載されているのを手始めに、28年度から35年度まで毎年県からの寄付が行われており、その総額は2675万円となっている。

(4) 第1期募金の収支

さて25年より28年前半4月2日までの期成会募金収支及び事業支出は次頁のとおりであった。

この表で見ると、28年前半までの期成会募金収入は7276万円余り、これに対する事業支出合計は4600万円余りであり、この内最も大きな比重を占めていたのは、熊大発足後直ちに必

熊本総合大学期成会募金収支調書及び事業表

(収入)

区分 年度	熊 本 県	熊 本 市 他 4 市 12 郡	高 校	大学 (卒業生在 学生, 教職員)	各 種 団 体
25	円	円	円	円	円
26	5,000,000.00	23,316,680.00	926,117.00	269,000.00	197,708.00
27	5,000,000.00	12,793,521.00	66,816.00	834,491.00	
28	実収入は28,4,2	5,986,816.00	47,110.00	623,000.00	
	9,459,774.00	18,940.00	1,754,557.00		
計	10,000,000.00	51,556,791.00	1,058,983.00	3,481,048.00	197,708.00

区分 年度	篤 志 家	海 外	県 外	預 金 利 子	計
25	円	円	円	円	円
26	117,971.20	1,087,350.00		269,255.00	26,184,081.20
27	1,792.00	2,950,995.71		150,062.00	21,797,677.71
28		658,874.90	116,000.00	229,996.44	12,661,797.34
		322,200.00		564,790.00	12,120,261.00
計	119,763.20	5,019,420.61	116,000.00	1,214,103.44	72,763,817.25

(支出)

25年度		円	昭和26年度経常費	922,109.00
大学用自動車	980,000.00		交 付 金	424,838.00
教養教室用地整地	1,028,096.91		計	13,171,596.20
教養教室A, B棟	9,635,714.40		27年度	
教養教室長机椅子	787,475.00		臨海実験所	500,000.00
法文学部研究室模様替	807,296.00		教養教室D棟	8,158,560.00
昭和24年度経常費	1,087,281.27		教養教室用地通用門	294,250.00
昭和25年度経常費	952,345.10		理学部用地購入	264,850.00
交 付 金	1,096,928.00		教養教室E棟	5,099,564.00
計	16,375,136.68		昭和27年度経常費	899,515.50
26年度			交 付 金	228,692.00
教養教室C棟	4,957,934.20		計	15,445,431.50
法文学部図書	1,038,525.00		28年度	
理学部図書	571,210.00		昭和28年度経常費	771,681.00
薬学部実験器具	1,013,050.00		交 付 金	357,225.00
理学部実験器具	720,000.00		計	1,128,906.00
工学部応力教室模様替機械移転	1,202,896.00		合 計	46,121,070.38
医学部学生控室動物実験室	1,173,105.00			
教育学部音楽教室	1,147,929.00			
(事業繰越に伴う残額)	26,642,746.87			

要とされた教養教室5棟をはじめとする諸施設費であった。

次に収入の項目のうち、海外からの募金額が500万円余りとなっていることに、注目しなければならないであろう。

海外からの募金援助：募金不振の打開策の一つとして本県出身の海外移住者に対して募金呼びかけの議がもち上ったのは、昭和24年8月頃であった。「朝日新聞」昭24. 8. 12)そして翌25年7月初めには海外からの第1回目の募金100万円余が集ったと伝えられている。「熊日

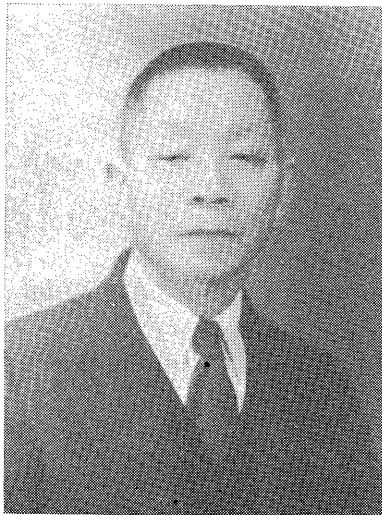
新聞」昭25. 7. 6)

さて「熊本総合大学創設募金における海外寄付金調書」によると、海外からの寄付金及び寄付者は次のとおりである。

年月日	寄附者氏名	金額	主なる功労者
昭26 (1951) 8. 8	熊本大学ハワイ後援会	1,021,490	◎松村友治 田尻喜代太 西岡忠雄 谷崎永敏 富永蔵三 青木保 県人後援会員 861名
昭27 (1952) 3. 24	熊本大学ヒロ方面後援会	2,257,253	
昭28 (1953) 10. 13	ワイアルア県人会	110,123	
昭27 (1952) 12. 26	ホノルル県人会	371,866	◎松永安平 木村寅喜 県人会員 65名
" 12. 26	カワイ島県人会	259,233	
昭28 (1953) 3. 27	カワイ島県人会	146,946	松永安平
" 7. 9	コロナ島県人会	148,040	松永安平 県人会員 57名
" 7. 28	ラナイ島県人会	205,624	松永安平 県人会員 58名
" 7. 14	ライハナ島県人会	158,245	松永安平 県人会員 69名
" 7. 14	マウイ島県人会	322,000	松永安平 県人会員 212名
昭26 (1951) 11. 2	長瀬 明 (在ブラジル県人)	50,000	
昭26 (1951) 8. 26	江藤為治(在カルフォルニア県人)	65,860	
	計	5,116,680	

これによると募金期間は昭和26年(1951)から28年(1953)にかけての3ヶ年間であり、募金総額は511万円余となっている。また募金地域を見るとハワイ諸島、ブラジル、アメリカカリフォルニア州となっているが、その大部分はハワイ諸島からの寄付金であり、その功労者として松村友治氏や松永安平氏があげられている。

なお期成会高野作主事はその当時の様子を次のように述べている。「熊日新聞」昭54. 8. 29) 「特にハワイ諸島では砥用町出身の松永さんという方が島を飛び回って熊大後援会の組織を作ってくれました。また米西海岸ではロス市の向枝さんという方が力を入れてくれ、ブラジルな



熊本総合大学ハワイ後援会長
松村友治氏



後援会名誉会長
松永安平氏

どからも寄金がありました。発起人には女性の方も名を連ねており、県内よりもむしろ海外の募金熱が高かったですよ。」

2. 第2期募金状況と期成会の解散

(1) 募金目標の変更

昭和23年12月の第1回募金委員会において決定された募金計画は、その後募金活動の不振や学内の事情によって4回にわたり変更が行われた。それを示すと次のとおりであり、最初の変更が行われたのは昭和24年1月であった。

熊本大学創設費募金目標額改案表（県、市、町村の分）

昭和24年1月における目標額		昭和28年3月における目標額		昭和29年2月における目標額		昭和32年における目標額	
昭和年	万円	昭和年	万円	昭和年	万円	昭和年	万円
24	2,500	24	2,500	24	2,500	24	2,500
25	2,000	25	2,000	25	2,000	25	2,000
26	2,000	26	2,000	26	2,000	26	2,000
27	2,000	27	2,000	27	2,000	27	2,000
28	2,000	28	2,000	28	2,000	28	2,000
29	1,500	29	2,000	29	1,500	29	1,500
30	1,500	30	2,000	30	1,500	30	1,500
31	1,500	31	1,800	31	1,500	31	1,500
32	1,500			32	1,300	32	700
						33	700
						34	700
						35	700
計	14,500	計	14,300	計	14,300	計	14,300
		農学部新設計画のため29年以降各年増額に改案		28年の水害のため29年以降の各年分を当初目標額に改案			

当初計画では昭和24年から27年までの第1期に1億円の目標額であったものが6500万円に減額され、その代りに昭和28年から31年までの第2期目標額6000万円が期間を1年延長して昭和32年までに8000万円と増額された。しかし総額では当初8年間に1億6000万円であった目標額が、9年間に1億4500万円へと変更されたのである。

その後昭和28年3月、この募金目標額は、農学部新設計画のため、期間を1年短縮して昭和31年までに1億4300万円とすることに改められた。ところがせっかくの農学部新設案も昭和28年6月26日の熊本大水害によって本学工学部、医学部が大被害を受け、その復旧作業に当らなければならなくなったためご破算になってしまった。翌29年2月、募金目標は以前の通り昭和32年度までに1億4300万円と変更された。

しかし募金収集は計画通りには進まず、第2期募金の終了年度に予定されていた昭和32年、募金期間がさらに3年延長され、32年から35年までに各年700万円の募金計画が立てられた。

(2) 募金決算

以上の様な経過を経て35年度まで行われた期成会募金の収支決算は次のとおりであった。

熊本綜合大学期成会募金決算

	収 入	一金	149,918,825円也
(自昭和24年1月10日)	支 出	一金	149,639,275円也
至昭和36年8月31日) 決算	残 金	一金	279,550円也

収 入 内 訳		支 出 内 訳	
円		円	
熊 本 県	26,750,000.00	大学用自動車	980,000.00
熊本市他4市12郡 (25年度)	23,880,480.00	教養教室用地整地	1,028,096.91
" (26 ")	14,080,159.00	" A, B棟	9,635,714.40
" (27 ")	14,176,690.00	" 長机椅子	787,475.00
" (28 ")	13,600,914.00	法文学部研究室模様替	807,296.00
熊本市他8市12郡 (29 ")	10,041,224.00	教養教室C棟	4,913,249.20
" (30 ")	8,779,030.00	法文学部図書1	1,038,525.00
" (32 ")	4,394,225.00	理 学 部 "	571,210.00
熊本市他10市12郡 (33 ")	4,367,990.00	薬学部実験器具1	1,013,050.00
" (34 ")	4,483,973.00	理学部 " 1	720,000.00
" (35 ")	4,345,312.00	工学部応力教室模様替機械移	1,202,896.00
新 制 高 校	1,058,983.00	転	
大学 (卒業生, 在学生, 教	10,283,147.00	医学部学生控室動物実験室	1,173,105.00
職員)		教育学部音楽教室	1,147,929.00
各 種 団 体	197,708.00	臨 海 実 験 所	500,000.00
篤 志 家	119,763.00	教養教室D棟	8,158,560.00
海 外	5,019,421.00	" 用地通用門	294,250.00
県 外	116,000.00	理学部用地購入	264,850.00
預 金 利 子	4,223,806.00	教養教室E棟	5,099,564.00
計	149,918,825.00	学生会館東光会館	7,579,370.00
		五周年各学部施設費	383,617.00
		教育学部美術工芸教室	9,478,099.00
		工学部実験器具2	500,000.00
		理学部図書実験器具2	1,269,400.00
		薬学部図書実験器具2	1,280,620.00
		医学部実験器具2	1,768,100.00
		工学部 " 3	1,774,788.00
		法文学部図書2	1,711,090.00
		" 3	274,220.00
		医, 工, 理, 薬学部放射能測	1,724,412.00
		定器	
		教育学部移転補助費	50,000.00
		体質医学研究所実験器具1	830,000.00
		付 属 病 院 " 1	800,000.00
		工 学 部 " 4	3,529,230.00
		理 学 部 " 3	3,377,950.00
		医 学 部 " 3	3,174,475.00
		薬 学 部 " 3	3,048,340.00
		教育学部図書実験器具1	2,084,272.00

収 入 内 訳	支 出 内 訳	
	法文学部図書 4	2,238,062.00
	付 属 図 書 館	25,160,917.00
	昭和24年度経常費	1,087,281.27
	" 25 " "	952,345.10
	" 26 " "	922,109.00
	" 27 " "	899,515.50
	" 28 " "	983,925.00
	" 29 " "	933,751.00
	" 30 " "	1,010,642.00
	" 31 " "	838,817.00
	" 32 " "	970,811.00
	" 33 " "	967,322.00
	" 34 " "	1,084,968.00
	医学部実験器具 4	1,489,900.00
	工学部 " 5	1,425,910.00
	理学部図書実験器具 4	1,573,101.00
	薬学部 " 4	1,558,540.00
	教育学部 " 2	1,251,610.00
	法文学部図書 5	1,104,310.00
	交 付 金	3,906,341.00
	附属図書館書庫	13,460,940.00
	役員退職記念品	153,460.00
	大学開学十周年記念施設費	250,772.00
	昭和35年度経常費	987,416.00
	昭和36年度経常費	452,256.00
	大学期成会事務整理費	500.00
	計	149,639,275.00

24年1月10日から36年8月31日までの決算は、収入総額1億4991万円余り、これに対する支出総額は1億4963万円余り、差引残金は27万円余りであった。

このうち第2期の期成会事業として大きな比重を占めたのは、29年度学生会館（東光会館）の建設757万円余り、同29年度教育学部東教場美術工芸教室建設947万円余り、31年度附属図書館建設（旧館）2516万円余り、32年～36年同図書館書庫建設費1346万円余り、などであった。

さらに収入内訳を見ると、最も大きな比重を占めていたのは県下市町村よりの募金であり、25年から35年まで毎年継続されて総額は1億214万円余りにも昇っている。熊大創設期の施設、設備は大学関係者の努力もさることながら県下の全市町村よりの募金によって支えられていたことも、決して忘れることは出来ないであろう。

これに次いで多いのは県よりの助成金2675万円であり、その次が大学卒業生、在學生、教職員よりの寄付1028万円余りであり、さらにその子弟には直接的には何の恩恵も受けられない本県出身のハワイ、カリフォルニア、ブラジルの海外移住者の募金援助によって、500万円余りが寄せられたことも、銘記しておかねばならないであろう。

(3) 熊本大学期成会の解散

昭和34年2月10日、戦後12年間にわたり熊本県知事を務め、熊本大学誘致に対しても期成会会長として積極的援助を与えてきた桜井三郎氏が退任し、その後任として寺本広作知事が就任した。一方学内では同年5月26日、熊大発足以来10年の間学長の任にあった鱈淵健之氏が任期満了に伴って退任し、本田弘人氏が第2代学長に就任した。桜井知事と鱈淵学長は四高の同窓生で極めて親しい間柄であったといわれ、この両者の退任は熊本大学期成会の存否に大きな影響を与えることになった。

昭和35年、第2期募金活動が一段落すると、その翌年の昭和36年をもって熊本大学期成会は解散されることになり、これによって募金事務局もその活動を中止することになった。